

横浜市市民協働条例施行後の 市民協働の取り組み状況について（報告）

横浜市市民協働条例（以下、条例という）が平成 25 年 4 月から施行されたので、条例施行からこれまでの間の取り組み状況について報告します。

1 協働契約を締結した市民協働事業

条例第 12 条の規定により、協働契約を締結した市民協働事業は 11 事業になります。（平成 25 年 11 月末現在）

そのうち、条例第 9 条の横浜市の発意により実施した事業は 10 事業、条例第 10 条の市民等から本市に対して提案があり、実施した事業は 1 事業となっています。

この他、市民等と本市が協働の 6 原則（横浜コード）に則って協働で取り組んでいる 131 事業については、**※別添資料 1** に添付をしております。

【参考】協働契約とは

条例第 12 条

市は、第 9 条第 1 項の選定又は第 10 条第 2 項の決定により市民協働事業を行う場合は規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（以下「協働契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

【参考】横浜コード「横浜市における市民活動と協働に関する基本指針」

（平成 11 年 3 月横浜市市民活動推進検討委員会報告書において提唱）

- ① 対等の原則（市民と行政、双方が自立した存在で協働を進めること）
- ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ③ 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働をすすめること）
- ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）
- ⑤ 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- ⑥ 公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

(1) 横浜市から市民等へ提案を行った事業一覧

番号	担当区局	事業名	協働契約の相手方	事業内容
①	西区	西区地域づくり大学校	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま	西区民を対象に、様々な課題解決に向けて取り組む力の向上を目指し、学びあう場として「地域づくり大学校」を開講しています。
②	港南区	まなび舎ひまわり	<ul style="list-style-type: none"> 港南区連合町内会長連絡協議会 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 以上2団体と港南区を含めた3者で契約	地域で活動している方や、関心のある方、地域に関わる職員等が集い学びあう場である「まなび舎ひまわり」を開講しています。
③	戸塚区	とつか区民活動センター運営事業	特定非営利活動法人 くみんネットワークとつか	とつか区民活動センターを運営し、①活動団体のネットワーク化、②活動の支援、③活動する場の提供、④情報の提供、⑤企画事業の実施を行っています。
④	市民局	横浜市市民活動支援センター運営事業	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま	市民公益活動に関する相談対応、情報発信・収集、活動場所・作業場の提供、講座・イベントの開催、区版市民活動支援センターの運営支援などを行い、市域の総合拠点として、市民活動団体の創意工夫・活力を活かして総合的に市民公益活動を支援しています。

番号	担当区局	事業名	協働契約の相手方	事業内容
⑤	市民局	横浜市市民活動支援センター自主事業	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま	<p>横浜市内で公益的な活動を行う市民活動団体を対象に事業提案を受け付け、「横浜市市民活動支援センター事業部会」及び「横浜市市民協働推進委員会」で審査し、補助金交付団体を決定した上で、補助金を交付しています。</p> <p>また、横浜市市民活動支援センター事業と位置付け、事業を推進しています。</p>
⑥	市民局	市民活動コーディネーター入門講座	横浜市立大学	<p>横浜市立大学市民公開講座として、市民活動のコーディネーターに興味のある市民や中間支援組織従事者を対象に、協働先の探し方などについて、全4回の講座を開催します。</p>
⑦	市民局	市民活動支援・相談窓口事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 アクションポート横浜 ・ 特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー ・ 特定非営利活動法人 さくらんぼ ・ 特定非営利活動法人 市民セクターよこはま ・ 特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹 <p>以上5法人と個別に契約</p>	<p>認定・指定 NPO 法人のうち5法人が、それぞれの専門分野や、これまでに培った活動のノウハウを活かして、事業運営等に関する相談を受け付ける窓口の開設・運営しています。</p>

番号	担当区局	事業名	協働契約の相手方	事業内容
⑧	経済局	消費者団体等協働促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 F P ネットワーク神奈川 ・ 消費者サポート横浜会 ・ よこはま消費生活「講師の会」 ・ 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 <p>以上4団体と個別に契約</p>	<p>横浜市内で活動する消費者団体等から消費者被害未然防止等に関わる消費生活啓発講座及び消費生活相談事業などの事業提案を受け、横浜市消費生活審議会協働促進事業審査評価部会での審査に基づき協働事業を決定し、補助金を交付すると共に広報等で支援しています。</p>
⑨	健康福祉局	小児救急医療啓発事業	株式会社ベネッセコーポレーション	<p>小児救急に関する市民啓発用のパンフレットを作成しました。</p>
⑩	都市整備局	ヨコハマ市民まち普請事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 市民セクターよこはま ・ 特定非営利活動法人 アクションポート横浜 <p>以上2法人と都市整備局を含めた3者で契約</p>	<p>市民が発意した施設の整備提案を2回のコンテストを経て選考し、その整備を支援しています。</p>

(2) 市民等から提案された事業一覧

番号	担当区局	事業名	協働契約の相手方	事業内容
①	保土ケ谷区	保土ケ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道のにぎわいづくり事業	ほどがや 人・まち・文化振興会	<ul style="list-style-type: none"> ・宿場朝市「ごうどいち」の開催 ・ほどがやまちゼミの開催 ・ほどがや今昔写真展の開催 ・まちかど博物館関連イベント ・電子高札場のデータベースの作成 ・旧東海道かわら版の発行 <p>以上の事業を実施しています。</p>

【参考】事業提案について

条例第10条

市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

- 2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の要否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(3) 特徴的な取り組みについて

① 条例第 10 条「市民協働事業の提案」に基づき、提案が行われた事業

<p>事業名</p>	<p>保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道のにぎわいづくり事業</p>
<p>担当区局</p>	<p>保土ヶ谷区</p>
<p>契約の相手方</p>	<p>ほどがや 人・まち・文化振興会</p>
<p>事業内容</p>	<p>旧東海道の保土ヶ谷宿を中心に、かつてあった朝市の復活や、今昔写真展、まちゼミなどを行うことで、まちの魅力を発信し、将来のまちづくりの担い手の発掘・育成や、保土ヶ谷を愛する気持ちを育めるようにします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div>
<p>協働契約締結による効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業について <ul style="list-style-type: none"> ・契約を結ぶことで対等な立場・責任のもとで事業執行することができています。 ・団体が持つネットワークを活かすことによって、幅広い世代への広報などを行うことができました。 ●広報について <ul style="list-style-type: none"> ・読売新聞による号外の発行（6月11日） ・記者発表（平成 25 年 5 月 17 日 横浜市市民協働条例の事業提案に基づく市民協働事業 第 1 号！！）※別添資料 2 ・タウンニュースへの掲載（保土ヶ谷区版 5 月 30 日号（契約締結について）、6 月 20 日号（市長とのぬくもりトークについて））
<p>相手方の選定方法</p>	<p>相手方より提出された事業提案書を基に、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①課題性 ②課題解決手法 ③相乗効果 ④役割分担の妥当性 <p>などを保土ヶ谷区で設置した審査委員会にて、審査し、いずれの項目においても優秀であったため選定しました。</p>

② 地縁団体（区連会）とNPO法人と行政の3者で協働契約を締結した事業

<p>事業名</p>	<p>港南区 ^{まな} ^や 学び舎ひまわり</p>
<p>担当区局</p>	<p>港南区</p>
<p>契約の相手方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・港南区連合町内会長連絡協議会 ・特定非営利活動法人市民セクターよこはま
<p>事業内容</p>	<p>地域で活動している方や、関心のある方、地域に関わる職員等が集い学びあう場である「^{まな} ^や 学び舎ひまわり」を区連会、特定非営利活動法人市民セクター、区役所の3者協働で開催する事業です。</p> <p>地域の資源を生かして、様々な資源とノウハウを持つ住民の力を結集し、お互いが協力しながら課題を解決する力を養うことを目的としています</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>協働契約締結による効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業について <ul style="list-style-type: none"> ・市民セクターの持つ地域へのアプローチ方法などのノウハウを共有することができました。 ●広報について <ul style="list-style-type: none"> ・記者発表（平成 25 年 9 月 13 日 区連会、区役所、NPO 法人の三者が協働で、地域づくりを担う人材を養成） <p>※別添資料 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タウンニュースへの掲載（港南区版 9 月 26 日号）
<p>相手方の選定方法</p>	<p>市民セクターよこはまから「地域づくり大学校」を各区に広めたいとの提案を受け、話し合いを重ねた後に、港南区においてのニーズが高い事業であると考えられたため事業化しました。</p>

③ 市民協働条例に基づく中間支援組織の支援（条例第 16 条）

<p>事業名</p>	<p>市民活動支援・相談窓口事業</p>	
<p>担当区局</p>	<p>市民局</p>	
<p>契約の相手方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人アクションポート横浜 ・ 特定非営利活動法人コロンブスアカデミー ・ 特定非営利活動法人さくらんぼ ・ 特定非営利活動法人市民セクターよこはま ・ 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹 <p>以上 5 法人と個別に契約を行いました。</p>	
<p>事業内容</p>	<p>それぞれの専門分野や、これまで培ったノウハウを活かして、これから市民活動を始めようとする団体や、既に活動をしている団体の相談等を身近な場所で受け付ける窓口を設置し、現場の運営に基づいた助言などを行います。</p>	
<p>協働契約締結による効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ではなく、指定・認定 N P O 法人が窓口を担うことで、相談者（団体）が気軽に相談できる環境を作ることができました。 ● 広報について <ul style="list-style-type: none"> ・ 記者発表（平成 25 年 10 月 31 日 そうだ！NPOに聞いてみよう！）※別添資料 4 	
<p>相手方の選定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 横浜市内における認定または指定 N P O 法人であること ② 横浜市一般競争有資格者名簿に登載のあること <p>以上を満たす法人に対して見積依頼を行い、契約締結しました。</p>	

【参考】中間支援組織の支援について

条例第 16 条

市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

2 協働を推進するための取り組み

(1) 市民の皆様への「協働」に関する周知

ア 市民利用施設への「Let's 協働入門」の配架（4月 2,414部）

市民局市民協働推進部と横浜市市民活動支援センターの運営団体であるNPO法人市民セクターよこはまと協働で作成した協働のハンドブック「Let's 協働入門」を市民利用施設等へ配架しました。

イ 条例周知チラシの配架（10月 7,110部）

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」と「横浜市市民協働条例」の内容について紹介するチラシを作成し、広く市民の皆様へ周知できるよう、市民利用施設等へ配架しました。

【参考】Let's 協働入門 ※別添資料5

市職員の協働への理解をより深めるため、特定非営利活動法人市民セクターよこはまと市民局市民協働推進部が協働で作成した、市民と行政のための協働ハンドブックです。

市職員向け研修のテキストとしてだけでなく、各区役所をはじめ、市民利用施設等に配架しています。



【参考】条例周知チラシ ※別添資料6

条例のスムーズな運用を図るため、「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」（通称：絆・支え合い条例）及び「横浜市市民協働条例」の周知を目的としたチラシを作成しました。

こちらも「Let's 協働入門」と同様に各区役所をはじめ、市民利用施設等に配架しています。



(2) 市職員への「協働」に関する周知

ア 新採用職員への「Let's 協働入門」の配布（4月 690部）

新採用職員研修において、協働についての講義を行うとともに、職種を問わず、新採用職員全員に対して、「Let's 協働入門」の配布を行いました。

イ 各区局全課への「Let's 協働入門」の配布（4月 1,289部）

横浜市役所全区局全課あてに「Let's 協働入門」の配布を行いました。

ウ 協働入門研修の開催（6月 99名参加）※別添資料7

市職員、施設職員（区版市民活動支援センター、地区センター、地域ケアプラザ、コミュニティハウス）協働に初めて携わる職員、新採用職員、協働に関心がある職員などを対象にした協働をする際の進め方などについて研修を開催しました。

研修実施後のアンケートにおいて、回答者の98%が理解できたと答えています。

エ 市民局内全課における「協働」に関する説明会の開催（6月、7月）

「Let's 協働入門」を用いて、①協働とは何か②なぜ協働が必要なのか③協働すること生まれる効果とは、の3点について説明しました。

オ 区役所責任職向け地域支援研修の開催（8月 113名参加）

「市民主体の地域運営」を推進するにあたり、区役所総務部と福祉保健センターが連携して地域支援に取り組むことの重要性や連携のポイント等についての研修を実施しました。

研修実施後のアンケートにおいて、回答者の91.4%が、参考になったと答えています。

カ 協働研修中級編の開催（11月 35名参加）※別添資料8

区役所職員（地区担当職員など）を対象にした、地域とのかかわり方に関する研修を開催しました。

研修実施後のアンケートにおいて、回答者の89.2%が地域とのかかわり方のヒントをつかめた。と答えています。

(3) 中間支援組織への支援

ア 区版市民活動支援センターネットワーク事業（9月、10月）

中間支援組織としての区版市民活動支援センターの運営力を向上させるため、18区の地域振興課の区版市民活動支援センター担当職員・区版市民活動支援センター職員が区を越えた情報共有を行う会議を開催しました。

また、会議だけでなく、日常的にも情報共有できるようメーリングリストも開始しました。

イ 市民活動支援・相談窓口事業（11月）

横浜市にある認定・指定 NPO 法人のうち5法人が、それぞれの専門分野や、これまでに培った活動のノウハウなどを活かして、これから市民活動を始めようとする団体や既に活動をしている団体の事業運営等に関する相談を受けることができる相談窓口を設置しました。

ウ 市民活動コーディネート入門講座（1月下旬開催予定）※別添資料9

横浜市立大学地域貢献センターと協働で企画し、市民活動のコーディネートに興味のある市民や、中間支援組織職員、市職員を対象にした全4回の講座開催を予定しています。

行政や企業、大学などの協働事例を通して、それらの分野におけるコーディネートの仕方やアプローチ方法について学びます。

横浜市市民協働条例施行後の市民協働の取り組み状況について

別添資料一覧

- 資料 1 横浜市の主な協働事業一覧
- 資料 2 保土ヶ谷区記者発表資料
「横浜市市民協働条例の事業提案に基づく市民協働事業第 1 号」
- 資料 3 港南区記者発表資料「区連会、区役所、NPO 法人の三者が協働で、
地域づくりを担う人材を養成」
- 資料 4 市民局記者発表資料「そうだ！NPO に聞いてみよう！」
- 資料 5 Let' s 協働入門
- 資料 6 条例周知チラシ
- 資料 7 職員向け協働研修案内チラシ 協働入門研修
- 資料 8 職員向け協働研修案内チラシ
協働研修中級編 いまさら聞けない?! 「地域とのつきあい方」
- 資料 9 市民活動コーディネート入門講座案内チラシ
- 資料 10 横浜市所管の認定・仮認定・指定 N P O 法人
- 資料 11 横浜市市民協働条例

横浜市の主な協働事例

横浜市では、さまざまな分野での協働に取り組んでいます。ここでは、各区局での協働の事例を紹介しています。

注1) 平成25年5月末現在の内容です。

注2) 平成25年度の募集を終了した制度もあります。また今後取組が終了する場合があります。

問合せ先でご確認ください。

注3) 平成26年度以降、制度を廃止・変更する可能性があります。

注4) 市外局番が「045」の電話番号・ファックス番号については、市外局番を省略しています。

市域等での主な協働事例 一覧

1	事業名	禁煙支援薬局	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	随時
	概要	禁煙を希望する市民がより気軽に禁煙相談を行えるように、横浜市と社団法人横浜市薬剤師会が協働し、市内の薬局で、薬剤師による無料禁煙相談を実施しています。禁煙支援薬局では、禁煙方法の相談や禁煙補助剤の使用法、禁煙治療を実施している医療機関の紹介等を行っています。				
	支援内容	物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 ・活動に必要な情報提供や相談 ・禁煙支援薬局のステッカーやポスターの支給				
	要件	横浜市薬剤師会に加入している薬局				
	問合せ	健康福祉局保健事業課	TEL	671-2454	FAX	-
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kinen/kinen/k-06.html						
2	事業名	よこはま健康応援団事業	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	随時
	概要	「よこはま健康応援団」参加の飲食店等が、健康メニューの提供や栄養成分表示、店内終日禁煙等の実施を通して、行政と一緒に市民の健康づくりのお手伝いをしています。				
	支援内容	物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 ・活動に必要な情報提供、相談受付 ・よこはま健康応援団ステッカーの支給				
	要件	横浜市内の飲食店等				
	問合せ	健康福祉局保健事業課	TEL	671-4089	FAX	-
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/ouen/						
3	事業名	自治会町内会館整備助成事業	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	支援内容参照
	概要	自治会町内会活動の充実、発展に寄与するための、自治会町内会館の整備に対して助成を行います。				
	支援内容	活動助成・融資等 ・補助率：整備費の2分の1 ・補助限度額(補助対象工事費100万円以上) (1)新築・購入：1200万円(建築工事費1㎡あたり94,500円を限度)、特殊基礎工事：300万円、エレベーター設置工事：300万円 (2)増築・改修：500万円 (3)修繕：200万円 ※整備予定時期の前年度7月頃までに、各区地域振興課へ事前の申出が必要です。(書類提出あり)				
	要件	-				
	問合せ	市民局地域活動推進課	TEL	671-2317	FAX	664-0734
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/kaikan/index.html						
4	事業名	地域活動推進費	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	随時
	概要	自治会町内会及び地区連合町内会の公益的活動(環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等)等に対して補助金を交付します。				
	支援内容	活動助成・融資等 【自治会町内会】補助対象経費合計額×3分の1(限度額：700円×加入世帯数) 【地区連合町内会】基礎的支援費(12万円)+(補助対象経費-基礎的支援費)×3分の1(限度額：170円×加入世帯数+5万円+基礎的支援費)				
	要件	-				
	問合せ	市民局地域活動推進課	TEL	671-2317	FAX	664-0734
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/suishinhi/index.html						

5	事業名	横浜市市民活動支援センター自主事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	-
	概要	市民公益活動に関する相談対応、情報発信・収集、活動場所・作業場の提供、講座・イベントの開催、区版市民活動支援センターの運営支援等を行い、市域の総合拠点として、市民活動団体の創意工夫・活力をいかして総合的に市民公益活動を支援しています。				
	支援内容	相談・情報提供・その他				
	要件	横浜市内で公益的な活動を行うNPO法人				
	問合せ	市民局市民活動支援課	TEL	227-7965	FAX	223-2032
URL	https://opencity.jp/yokohama/					
6	事業名	横浜市市民活動支援センター自主事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	-
	概要	横浜市内で公益的な活動を行う市民活動団体を対象に事業提案を受け、「横浜市市民活動支援センター事業部会」及び「横浜市市民協働推進委員会」で審査し、補助金交付団体を決定した上で、補助金を交付しています。また、横浜市市民活動支援センター事業と位置づけ事業を推進しています。				
	支援内容	活動助成・融資等 平成25年度補助事業対象事業 (1)市民活動に関する人材育成(件数1件、200万円) (2)市民等の活動を活性化するため、幅広い世代や、異なる世代をつなげ、コーディネートできる人材を発掘・育成する事業(件数2件、各75万円)				
	要件	横浜市内で公益的な活動を行う市民活動団体・NPO法人				
	問合せ	市民局市民活動支援課	TEL	227-7965	FAX	223-2032
URL	http://opencity.jp/yokohama/pages/gp/idx.jsp?page_id=3					
7	事業名	市民活動支援人材バンク事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時
	概要	団体の自立化の促進や安定的な運営を支援するため、多くの団体が悩みを抱えている税務・社会保険等の分野の専門家を「アドバイザー」として団体に派遣しています。				
	支援内容	活動助成・融資等 アドバイザーに支払う報酬(1回2万円を上限)のうち、団体負担額(5,000円)を除いた額を市が助成します。				
	要件	横浜市内で公益的な活動を行う市民活動団体・NPO法人				
	問合せ	市民局市民活動支援課	TEL	227-7966	FAX	223-2032
URL	https://opencity.jp/yokohama/fckeditor/output/1/File/adviser.pdf					
8	事業名	市民活動推進ファンド事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	2、4、10月予定
	概要	公益的活動に賛同する市民や企業等の寄附により、NPO法人が活動を行う上で課題となる活動資金に関し、支援を行っています。				
	支援内容	活動助成・融資等 団体登録及び助成金の交付はNPO法人からの申請を受け、「横浜市市民活動運営支援事業部会」及び「横浜市市民協働推進委員会」で審査し、横浜市が交付決定しています。				
	要件	あらかじめ審査の上、団体登録を行ったNPO法人				
	問合せ	市民局市民活動支援課	TEL	227-7965	FAX	223-2032
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/shiminkatsudou/fund/					
9	事業名	水辺愛護会活動支援	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時
	概要	河川や水辺施設的环境を良好に保ち、市民が快適にふれあい、親しむことができるよう、美化活動等を自発的に行う団体を育成、支援し、水辺愛護精神の高揚を図るものです。横浜市では、地域団体(水辺愛護会)に対して、清掃活動等についての支援を行っています。				
	支援内容	活動助成・融資等 ・活動規模、回数に応じて18,000円～142,500円(1団体/年間)(清掃及び除草活動) ・予算の範囲内で審査により補助額を決定(自主的活動)				
	要件	水辺施設等周辺の地域住民を中心とした5名以上の人員での構成				
	問合せ	道路局河川管理課	TEL	671-2855	FAX	651-0715
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/kasenkanri/mizubeaigo/					

10	事業名	地域の見守りネットワーク構築 支援事業	分野	福祉全般	募集時期	第1回選考6月、 その後随時
	概要	住民や自治会町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等が連携し、地域の中で孤立しがちなひとり暮らし高齢者等に対する見守りや声かけ活動等、地域で支えあうことのできる幅広い見守りネットワーク構築のための活動に対する補助金を交付します。				
	支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 地域における活動団体等が連携して行う地域の見守りネットワーク構築に必要なと認められる経費について50万円を上限に、区役所を通じて補助金の交付をします。				
	要件	【対象】自治会町内会、NPO法人、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等、地域において見守り活動のネットワーク構築のための活動を行う団体 【要件】(1)地域における複数の団体・組織等が関与する活動であること (2)当該区の福祉保健センターと相談・調整し、事業実施の候補地区として選考されること				
	問合せ URL	健康福祉局福祉保健課	TEL	671-3567	FAX	664-3622
11	事業名	横浜市地域福祉保健計画	分野	福祉全般	募集時期	通年
	概要	地域社会全体で福祉や保健等の生活課題に取り組み、支えあっていくための仕組みづくりとして地域福祉保健計画を推進するとともに、区計画の推進を支援します。				
	支援内容	相談・情報提供・その他 ・地域づくりを進めるための、地域で取り組む福祉保健活動の取組の推進や地区別計画の推進等の支援 ・福祉ニーズの把握や地域福祉保健サービスの充実、開発、適切な利用の促進等の支援 ・幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げるための活動者・団体の活性化支援や地域福祉保健人材の育成等の支援				
	要件	対象：地域住民、自治会町内会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、公益法人、企業、社会福祉協議会等				
	問合せ URL	健康福祉局福祉保健課	TEL	671-3428	FAX	664-3622
	http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/keikaku/					
12	事業名	介護保険総合案内パンフレット 「横浜市の介護保険」及び事業者 リストの作成事業	分野	高齢・障害	募集時期	未定
	概要	横浜市の介護保険パンフレットを企画提案募集で選定された事業者と作成します。				
	支援内容	相談・情報提供・その他 介護パンフレットの原稿作成、監修 事業者リスト掲載事業者データの提供				
	要件	企画提案募集資料に基づき、協働で介護保険パンフレットの作成を行える企業等				
	問合せ URL	健康福祉局介護保険課	TEL	671-4252	FAX	681-7789
13	事業名	生活支援見守りサービス事業	分野	高齢・障害	募集時期	25年度は24年度末 に募集、追加募集 は未定
	概要	高齢者等が在宅で安心して暮らし続けられるよう、介護事業所等が提供する生活支援サービスに緊急時の連絡等、見守りの要素を加え、協働事業として事業展開を行います。				
	支援内容	相談・情報提供・その他 ・広報支援 ・地域包括支援センター等との連携支援等				
	要件	-				
	問合せ URL	健康福祉局高齢在宅支援課	TEL	671-4074	FAX	681-7789
	http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/syukai/					

事業名	おやじの会親子ふれあい事業	分野	こども・青少年	募集時期	4～5月
概要	市立学校おやじの会親子ふれあい事業運営委員会が主催する事業で「補助対象となる事業」の条件を満たす事業を支援します。 【事業形態・規模等】 体験活動、講座形式等を原則とし、1回あたり30名から100名程度、2時間程度を目安とする。				
14 支援内容	活動助成・融資等 活動経費の助成(総事業費の2分の1以内で15,000円が上限)				
要件	【活動テーマ】 (1)家庭におけるしつけや子育て、親子のふれあいやボランティア等に関すること (2)子どもの伝統遊び、文化、芸術、スポーツ体験等に関すること (3)親子が共に学ぶ語学、IT、環境学習等の多彩な学習機会の提供に関すること (4)その他、父親参加による家庭教育の充実に関すること				
問合せ	教育委員会事務局生涯学習文化財課	TEL	671-3283	FAX	224-5863
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyu/oyajinokai/				
事業名	親と子のつどいの広場事業	分野	こども・青少年	募集時期	未定
概要	就学前の子どもとその保護者が気軽につどい、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供を行う等、子育て中の親子をサポートする市民活動団体等を支援することで、養育者の育児にかかる負担を軽減し、子どもの健やかな育ちを促進します。				
15 支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 ・開設日数・時間、家賃額により補助額を算定 (例)週3日5時間3,127～3,847千円、週5日6時間4,798～5,518千円 ・新規の広場には、開設準備のための初度調弁経費として500千円を補助				
要件	法人又は任意団体				
問合せ	こども青少年局子育て支援課	TEL	671-2705	FAX	663-1925
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/kosodate/tsudoinohiroba.html				
事業名	地域子育て支援拠点事業	分野	こども・青少年	募集時期	支援内容参照
概要	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行うとともに、地域で子育て支援に関わる方のネットワーク及び研修会等の人材育成を行います。一部の拠点では、横浜子育てサポートシステム区支部事務局を担っています。				
16 支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 各区において運営法人を公募、選考します。選考された法人と行政が委託契約を行い、協働で事業を実施します。(公募年度、時期は区によって異なります。)				
要件	・保育所等の児童福祉施設を運営する社会福祉法人等 ・医療法人等 ・NPO法人 ・幼稚園を運営する学校法人等 ※いずれも市内での活動実績が必要です。 また、上記は区によって異なる場合があります。				
問合せ	こども青少年局子育て支援課	TEL	671-4157	FAX	663-1925
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/support/				
事業名	プレイパーク支援事業	分野	こども・青少年	募集時期	年度当初
概要	公園等の一部を活用し、子どもの創造力をいかした自由な遊びを行っているプレイパーク事業を支援します。				
17 支援内容	活動助成・融資等 活動経費の補助 ・プレイリーダーの雇用派遣、人材養成 ・コーディネーターの派遣(プレイパーク事業を拡大するための指導や研修を行う人件費) ・広報				
要件	各プレイパークごとに組織された地域ボランティアを中心とした管理運営委員会等による自主的な運営の支援を行っています。				
問合せ	こども青少年局放課後児童育成課	TEL	671-4152	FAX	663-1926
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/houkago/houkago/houkago-playpark.html				

18	事業名	STOP・子ども虐待よこはま キャンペーン	分野	子ども・青少年	募集時期	通年
	概要	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民の皆様に「子ども虐待」について知っていただき、必要に応じて、相談電話に通報・連絡をいただけるような広報をコンビニエンスストアや商店街、サッカーチーム、NPO法人等と協力して実施しています。				
	支援内容	相談・情報提供・その他				
	要件	-				
	問合せ	子ども青少年局子ども家庭課	TEL	671-4288	FAX	681-0925
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/katei/2011ycamp.html					
19	事業名	家庭防災員自主活動補助金事業	分野	防災・防犯	募集時期	4月～12月
	概要	家庭防災員個人又はグループが主体となり、企画実施する防災に係わる研修、訓練及び調査研究活動等の自主活動を支援します。				
	支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他				
	要件	事業内容と参加人員により、限度額(2万円～16万円)を設定し、その範囲で助成				
	問合せ	横浜市内の家庭防災員個人又は家庭防災員のグループ	TEL	334-6613	FAX	334-6610
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kabou/					
20	事業名	YES(ヨコハマ・エコ・スクール)事業	分野	環境	募集時期	-
	概要	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)は、『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政等が実施する環境・地球温暖化問題に関する学び、体験、交流、行動等の場を、全市的ムーブメントに広げようとする産官学民連携の市民参加型プロジェクトです。				
	支援内容	相談・情報提供・その他				
	要件	市内で脱温暖化に資する活動を行っていること。規約等を備えていること等 ※詳細はお問い合わせください				
	問合せ	温暖化対策統括本部 調整課YES事務局	TEL	671-4107	FAX	663-5110
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/yes/					
21	事業名	ヨコハマ・エコ・スクール(YES) 脱温暖化行動講座開催補助金交付 事業	分野	環境	募集時期	支援内容参照
	概要	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)協働パートナーが主催する地球温暖化や環境問題に関する普及啓発の効果が高いと認められたYES講座の開催経費に対する補助金制度です。				
	支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 脱温暖化行動講座開催経費に対する補助金(使途：講師料・会場費、上限：1講座あたり3万円) ・募集時期…4・7・10月末(例外あり) ※詳細はお問い合わせください。				
	要件	「YES協働パートナー」として承認されていること。「YES講座」として登録された講座であること。市民が誰でも参加でき、30名以上が参加する見込みがあること。営利を目的としない講座であること。等 ※詳細はお問い合わせください。				
	問合せ	温暖化対策統括本部 調整課YES事務局	TEL	671-4107	FAX	663-5110
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/yes/					
22	事業名	里山育成事業	分野	環境	募集時期	通年
	概要	市内で森づくり活動を行うボランティア団体や市民の森愛護会等の活動を支援するために、アドバイザー派遣、ニュースレター発行による情報発信等を行っています。				
	支援内容	専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 ・アドバイザーの派遣 ・ニュースレターの発行				
	要件	-				
	問合せ	環境創造局みどりアップ推進課	TEL	671-2624	FAX	224-6627
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kyoudou/morivolunteer/					

23	事業名	横浜市環境保全活動助成金	分野	環境	募集時期	5月～12月
	概要	市内で市民活動団体が行う自主的な環境保全活動に対して、その活動経費を助成します。				
	支援内容	活動助成・融資等 活動経費の助成(上限：一団体あたり年間10万円)				
	要件	環境保全を主たる目的として、活動開始後1年以上を経過している団体				
	問合せ	環境創造局政策課	TEL	671-2484	FAX	641-3490
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kyoudou/katudoujosei/						
24	事業名	環境教育出前講座「生物多様性でYES!」	分野	環境	募集時期	通年
	概要	地球温暖化防止や水や緑の保全・再生といった環境問題への理解を深め、環境にやさしい行動ができる人づくりをすすめるため、市内の小学校や自治会町内会等を対象に、市職員・企業・NPO法人等専門知識を持った職員が地域に出向き講義を行います。				
	支援内容	専門家・人材派遣 活動するにあたって必要な専門家の派遣				
	要件	-				
	問合せ	環境創造局政策課	TEL	671-2484	FAX	641-3490
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kyouiku/demae/						
25	事業名	公園愛護会活動支援事業	分野	環境	募集時期	随時
	概要	公園の周辺の自治会町内会や老人会、子ども会等がメンバーとなり、「公園愛護会」を組織し、身近な公園の清掃・除草等を行っています。横浜市はその活動に対し、花壇づくり、堆肥置き場づくり等の技術支援、清掃道具や愛護会の腕章、看板等の物品支援や謝金の交付を行っています。				
	支援内容	専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他/物品支給・貸与/活動助成・融資等 (1)花壇、堆肥置き場、樹名板づくり等の技術支援 (2)清掃道具や愛護会の腕章、看板等の物品支援 (3)愛護会費(謝金)の交付 交付額は、活動面積に応じ、年額2万円、3万円又は4万円 主な用途は、飲み物代、会議費、支援物品以外の物品、通信費				
	要件	愛護会は、公園周辺の地域住民をもって構成するものとしています。なお、学校、福祉団体、市民団体、その他の法人等も愛護会を結成又は構成することができますが、政治団体、宗教団体及びこれらに関係する団体は愛護会を結成又は構成することができません。				
	問合せ	環境創造局公園緑地維持課	TEL	671-2650	FAX	633-9171
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/park/aigokai/						
26	事業名	市民と農との地産地消連携事業	分野	環境	募集時期	支援内容参照
	概要	地産地消に取り組む個人や団体を支援します。				
	支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 (1)地産地消人材育成講座を開催し、修了者をはまふうどコンシェルジュに認定。フォローアップ研修会も行う。(5月募集) (2)はまふうどコンシェルジュが行う非営利の活動に対し、助成金により支援(上限20万円)(3月募集) (3)はまふうどナビ発行、キャンペーン実施等による情報発信 (4)よこはま地産地消サポート店の登録、紹介				
	要件	地産地消につながる活動をされている方 地産地消・農業・食育等の活動を行う団体に所属している方や、生産者、栄養士、飲食店関係者、流通関係者、企業等で地産地消に取り組んでいる方等				
	問合せ	環境創造局農業振興課	TEL	671-2639	FAX	664-4425
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/nousan/tisantisyo/						

27	事業名	樹林地管理団体活動助成事業	分野	環境	募集時期	4月～翌1月末まで
	概要	市内で活動するボランティア団体や市民の森愛護会等が行う森づくり活動に対して助成金の交付等により、樹林地の維持管理を行う人材の育成及び活動支援を行います。				
	支援内容	活動助成・融資等/物品支給・貸与 ・積極的な森づくり活動に対し1団体あたり対象経費の2分の1、20万円を上限に助成金の交付 ・物品の貸出等				
	要件	横浜市市民協働による森づくりに関する要綱により承認を受けている団体、又は市民の森愛護会及びふれあいの樹林地愛護会				
	問合せ	環境創造局みどりアップ推進課	TEL	671-2624	FAX	224-6627
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/jigyo/jyurinchi-iji/kannridanntaijyosei/kannridanntaijyosei.html					
28	事業名	みどりの夢かなえます事業	分野	環境	募集時期	2～3月
	概要	市内で活動をしている市民団体から、樹林地の保全と利活用に資する提案を募集し、優れた提案の実施を支援することで、市民協働による樹林地の保全を推進します。				
	支援内容	活動助成・融資等 樹林地の保全と利活用に資する提案に対して1団体あたり300万円上限に助成金を交付				
	要件	市内で活動する5名以上で構成された、営利等を目的としない市民団体				
	問合せ	環境創造局みどりアップ推進課	TEL	671-2624	FAX	224-6627
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/jigyo/jyurinchi-rikatuyou/jyurinchi-rikatuyou.html					
29	事業名	消費者団体等協働促進事業	分野	経済	募集時期	5月上旬
	概要	消費者被害の未然防止を図るとともに、消費者団体等の自主的活動を促進するため地域での消費者教育啓発講座、消費生活相談事業を、本市と協働で実施します。				
	支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 ・対象事業：消費者教育啓発講座、消費生活相談事業、その他事業 ・補助限度額及び交付事業数：1事業あたり10万円までの事業、1事業あたり30万円までの事業、計…4事業程度 ・補助の範囲：事業に要する経費の95%以内の範囲で補助				
	要件	・不特定多数のものの利益を増進し寄与することを目的とする非営利の事業(宗教、政治、選挙の各活動を目的とする事業を除く)に自主的に取り込む消費者団体等 ・活動拠点が横浜市内に有すること ・継続した活動が見込めるものであること				
	問合せ	経済局消費経済課消費生活係	TEL	671-4140	FAX	664-9533
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyoudou25.html					
30	事業名	ソーシャルビジネス事業者支援・支援体制強化事業	分野	経済	募集時期	随時
	概要	ソーシャルビジネス事業者の創出・成長に向けた起業塾開催、専門家によるアドバイスの提供等を行います。				
	支援内容	専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 起業塾の開催、プロボノによる事業者支援等 ※プロボノとは、各分野の専門家が、職業上の知識・スキル・経験をいかして社会貢献する活動です。 ソーシャルビジネス事業者と民間企業の若手社員、本市の若手職員らでチームを組み、ともに地域課題を把握する取組です。				
	要件	ソーシャルビジネスに関心を持つ方、ソーシャルビジネス事業者(法人格を問わない)				
	問合せ	NPO法人ETIC.	TEL	03-5784-2115	FAX	03-5784-2116
URL	http://socialport-y.jp/					

31	事業名	ソーシャルビジネス情報発信事業	分野	経済	募集時期	随時
	概要	ソーシャルビジネスの認知度向上を目的に、事業者を訪ね、その運営方法や地域との関わり方を学ぶ現場視察会の開催や、ソーシャルビジネスに関する各種情報の提供を行います。				
	支援内容	相談・情報提供・その他 ・現場視察会…市内のソーシャルビジネス事業者を訪問 ・プレゼンテーション会…ソーシャルビジネス事業者によるプレゼンテーション会の開催 ・情報提供…ホームページ、メルマガ等により、ソーシャルビジネスに関する情報を提供 ※詳細はこちらをご覧ください。 http://socialport-y.jp/				
	要件	ソーシャルビジネスに関心を持つ方、ソーシャルビジネス事業者(法人格を問わない)				
	問合せ	株式会社イータウン	TEL	520-8550	FAX	832-3864
URL	http://socialport-y.jp/					
32	事業名	ソーシャルビジネス初期相談事業	分野	経済	募集時期	随時
	概要	ソーシャルビジネスの起業・スタートアップ期の相談窓口(法人格は問わない)				
	支援内容	相談・情報提供・その他 ・ソーシャルビジネスの起業・スタートアップ期の相談窓口…個別相談 ・セミナー開催…起業のノウハウを学ぶ講座、現場に出向いた講座等を開催				
	要件	横浜市内でコミュニティビジネス・ソーシャルビジネス等、地域に密着した事業を起業して間もない方、又は新たに行おうとしている方				
	問合せ	株式会社イータウン	TEL	520-8550	FAX	832-3864
URL	http://www.e-etown.com/sb/					
33	事業名	横浜こみゆにていろーん	分野	経済	募集時期	随時
	概要	NPO法人を含むコミュニティビジネス事業者を対象に、事業計画策定等のアドバイスから融資の申込み、融資後の経営支援まで一貫してサポートします。中小企業診断士等の専門家のバックアップもあります。新規開業の方も対象となる融資制度です。(お申し込み時、審査あり)				
	支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 ・融資金額：原則500万円以内 ・融資期間：原則7年以内(元金据置き期間含む) ・融資金率：年2.90%(固定金利) ・連帯保証人：(1)法人…原則、代表者1名 (2)個人…原則、当事業に係わる協力者1名 ・担保：原則、無担保扱い ※詳細はこちらをご覧ください。 http://www.idec.or.jp/kigyo/cb.php				
	要件	横浜市内でコミュニティビジネスを行っている方、又は新たにコミュニティビジネスを行おうとする方(NPO法人、社会福祉法人、株式会社、個人事業者等)				
	問合せ	公益財団法人横浜企業経営支援財団	TEL	225-3714	FAX	225-3738
URL	http://www.idec.or.jp/kigyo/cb.php					
34	事業名	ワンストップ経営相談窓口	分野	経済	募集時期	随時
	概要	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス等、地域に密着した事業を行っている方が持つ、様々な相談に応じます。				
	支援内容	専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 経営相談員(中小企業診断士等)による窓口相談の他、登録している税理士・社会保険労務士等の専門家に相談ができます。				
	要件	横浜市内でコミュニティビジネス・ソーシャルビジネス等、地域に密着した事業を行っている方、又は新たに行おうとしている方				
	問合せ	公益財団法人横浜企業経営支援財団	TEL	225-3714	FAX	225-3738
URL	http://www.idec.or.jp/keiei/					

35	事業名	マンション管理組合 サポートセンター事業	分野	まちづくり	募集時期	2月
	概要	管理組合が抱えている様々な問題の解決を図るため、マンション管理士等の専門家による相談・アドバイスや管理組合同士の情報交換等を行う「交流会」の定期的な開催を、本市と管理組合をサポートする団体と協働して行います。				
	支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 ・協定書に定めた役割分担に基づく、マンション管理組合支援 ・事業経費の一部本市負担(限度額:180万円)				
	要件	マンション管理士、建築士をはじめマンション管理の諸問題について専門的な知識を有する者で構成される団体(市民活動団体、NPO法人、公益法人等)				
	問合せ	建築局住宅計画課	TEL	671-3975	FAX	641-2756
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/minju/man-sp/						
36	事業名	地域交通サポート事業	分野	まちづくり	募集時期	随時
	概要	生活に密着した交通手段の導入に向けた地域の主体的な取組がスムーズに進むように、運行に至るまでの地域の取組に対して支援を行う事業であり、通院、買い物、通勤、通学等様々な目的の方が一緒に乗り合って移動できる公共交通の実現を目指します。				
	支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 ・地域まちづくり支援制度に基づく活動経費の助成、専門家派遣 ・運行計画案の策定等に伴う主に技術的な支援及び実証実験の支援				
	要件	・地域まちづくり条例に基づくグループ登録を行うこと ・活動対象地域における自治会・町内会からの活動に対する推薦状				
	問合せ	道路局企画課交通計画担当	TEL	671-3800	FAX	651-6527
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/chiiki/						
37	事業名	ハマロード・サポーター事業	分野	まちづくり	募集時期	随時
	概要	自治会町内会、企業、学校等の地域団体と横浜市が協働(協力)して、身近な道路を守り育てていくことを目的としています。地域の方が、ボランティア活動として、身近な道路の清掃や美化活動等を行い、横浜市はゴミ処分や清掃用具の提供等の支援を行います。				
	支援内容	物品支給・貸与 ・活動に使用する清掃用具・ゴミ袋等の支給及び、ゴミの回収 ・希望する団体へのアダプトサイン(活動掲示板)の設置				
	要件	団体の認定基準は、活動人数が10名以上で活動範囲が100M以上であること。 自治会町内会のほか、企業や学校、商店街等の団体の方が認定されています。				
	問合せ	道路局管理課	TEL	671-2770	FAX	651-5443
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/kanri/supporter/						
38	事業名	ヨコハマ市民まち普請事業	分野	まちづくり	募集時期	4月中旬～ 5月中旬
	概要	市民が発意した施設の整備提案を2回のコンテストを経て選考し、その整備を支援します。				
	支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣 ・1次コンテストを通過すると、2次コンテストまでの活動経費として、上限30万円を交付。 ・整備助成対象提案として選考されると、整備費として上限500万円を交付。 ・その他、事前登録制度を活用し、コーディネーターの支援を受けることができます。				
	要件	施設を整備する地域の住民等が3人以上含まれること等				
	問合せ	都市整備局地域まちづくり課	TEL	671-2679	FAX	663-8641
U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/machibushin/						

39	事業名	まちづくり支援団体等が行う事業への助成(育成事業含む)	分野	まちづくり	募集時期	随時
	概要	・まちづくりコーディネーター(専門家)の派遣(準支援団体に対してのみ) ・活動助成				
	支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 ・まちづくりコーディネーター(専門家)の派遣(準支援団体に対してのみ) ・活動助成				
	要件	・まちづくり支援団体…「まちづくりコーディネータ等の登録等に関する要綱」に基づき登録されたまちづくり支援団体 ・準支援団体…まちづくり支援団体を目指す、又はまちづくり支援団体と同等に市民等の地域まちづくりを支援することができる市民等の団体				
	問合せ	都市整備局地域まちづくり課	TEL	671-2939	FAX	663-8641
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/shien/shienseido.html					
40	事業名	横浜市地域まちづくり支援制度	分野	まちづくり	募集時期	随時
	概要	市民発意のまちづくりを推進するため、地域における組織づくり、プラン・ルールづくり等のまちづくり活動に対して、コーディネータの派遣や活動助成等を行います。				
	支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 ・まちづくりコーディネーター(専門家)の派遣 ・活動助成 ・事業助成				
	要件	横浜市地域まちづくり推進条例に基づき登録した「地域まちづくりグループ」、同条例に基づき認定を受けた「地域まちづくり組織」又は建築協定運営委員会				
	問合せ	都市整備局地域まちづくり課	TEL	671-2939	FAX	663-8641
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/shien/shienseido.html					
41	事業名	地域文化サポート事業	分野	生涯学習・文化・スポーツ	募集時期	4月
	概要	市民やNPO法人等が主体となって、市内各地域の地域資源を活用し、地域住民と協力して、継続的な活動を行っていく文化芸術活動や、横浜独自の芸術作品の創造をする活動を支援します。				
	支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 ・新規活動助成 10万円～200万円 ・継続活動助成 10万円～200万円(原則、助成対象経費の2分の1以内)				
	要件	芸術文化活動を行う芸術団体、市民団体、NPO法人又はこれに準ずる任意団体				
	問合せ	文化観光局文化振興課	TEL	671-3715	FAX	663-5606
URL	http://artsite.yaf.jp.org/2013/					
42	事業名	フォーラムまつり 等	分野	人権・男女・国際	募集時期	6月
	概要	毎年秋に男女共同参画センター3館で市民持込み企画を広く募集し、全館を使ってイベントやワークショップを展開します。				
	支援内容	相談・情報提供・その他/物品支給・貸与 ・出展に使用するスペースの提供、機材・物品等の貸与 ・保育の提供				
	要件	横浜市民を主とする、あるいは市内で活動するグループで、特定の政党や政治団体、宗教、営利団体でないこと。また新しいメンバーを広く受け入れられるグループであること				
	問合せ	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	TEL	862-5052	FAX	862-3101
URL	http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-t/t-citizens/					

43	事業名	市民・NPOがつくる男女共同参画事業(調査研究・啓発教材づくり)	分野	人権・男女・国際	募集時期	12～1月
	概要	男女共同参画の視点をもって地域の課題解決をめざす調査研究や啓発教材づくりを市民グループと協働で実施します。				
	支援内容	相談・情報提供・その他/活動助成・融資等 (1)協会のホームページ等による広報 (2)企画実施に係わる活動への協力 (3)30万円以内での経費助成				
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市民(在住・在学・在勤)を中心とする2名以上のグループ、又は市内を活動拠点としていること ・政治、宗教及び営利を目的としないこと ・企画・実施・事業完了後の事業報告まで責任をもって遂行できること ・内容が男女共同参画社会の推進のために企画されたもの ・実施年度3月末までに啓発教材や調査研究報告書を作成 				
	問合せ	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	TEL	862-5052	FAX	862-3101
URL	http://www.women.city.yokohama.jp/find-from/t/t-citizens/					
44	事業名	市民・NPOがつくる男女共同参画事業(市民企画講座・ワークショップ)	分野	人権・男女・国際	募集時期	12～1月
	概要	男女共同参画の視点をもって地域の課題解決をめざす講座やワークショップを市民グループと協働で実施します。				
	支援内容	相談・情報提供・その他/物品支給・貸与 (1)協会のホームページ等による広報 (2)企画実施に係わる活動への協力 (3)会場の提供 (4)講座参加者及びグループメンバーの一時保育利用 等				
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市民(在住・在学・在勤)を中心とする2名以上のグループ、又は市内を活動拠点としていること ・政治、宗教及び営利を目的としないこと ・企画・実施・事業完了後の事業報告まで責任をもって遂行できること ・企画内容が男女共同参画社会の推進のために企画されていること ・市民に広く参加を呼びかける内容 				
	問合せ	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	TEL	862-5052	FAX	862-3101
URL	http://www.women.city.yokohama.jp/find-from/t/t-citizens/					
45	事業名	市民・NPOがつくる男女共同参画事業(地域出前企画)	分野	人権・男女・国際	募集時期	12～1月
	概要	男女共同参画の視点をもって地域の課題解決をめざす出前による講座やワークショップを市民グループと協働で実施します。				
	支援内容	相談・情報提供・その他/活動助成・融資等 (1)協会のホームページ等による広報 (2)企画実施に係わる活動への協力 (3)15万円以内での経費助成				
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市民(在住・在学・在勤)を中心とする2名以上のグループ、又は市内を活動拠点としていること ・政治、宗教及び営利を目的としないこと ・企画・実施・事業完了後の事業報告まで責任をもって遂行できること ・企画内容が男女共同参画社会の推進のために企画されていること ・企画の実施場所が横浜市内の学校や公共施設であること 				
	問合せ	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	TEL	862-5052	FAX	862-3101
URL	http://www.women.city.yokohama.jp/find-from/t/t-citizens/					

46	事業名	自助グループ支援	分野	人権・男女・国際	募集時期	2月
	概要	女性(男性)の心とからだ、生き方の悩みをわかちあうグループにミーティングの場を提供しています。				
	支援内容	相談・情報提供・その他/物品支給・貸与 ・審査委員会で支援先を決定。 ・定期的・優先的なミーティングスペースとロッカーの提供、情報と学びの場の提供、広報協力、保育の提供				
	要件	心、からだや生き方の悩みをテーマとする当事者が定期的にミーティングを行い、経験や情報を分かち合い、支えあうことを目的としたグループ				
	問合せ	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	TEL	862-5052	FAX	862-3101
URL	http://www.women.city.yokohama.jp/find-from/p/p-group/					
47	事業名	政策の創造と協働のための横浜会議	分野	調査・研究	募集時期	随時
	概要	会員相互や会員と市の関係部署との連絡調整のほか、フォーラム等を開催します。				
	支援内容	相談・情報提供・その他 活動に必要な情報の提供、相談の受付 会員間の交流や情報交換等のコーディネート				
	要件	(1) 公的サービスの向上に資する調査 (2) 地域における課題の解決を目的とし、市民生活の質の向上に資する調査研究を行っている、又はこれから行おうとする「市民」「市民活動団体」「企業」「大学」等の研究者				
	問合せ	政策局政策課	TEL	671-4087	FAX	663-4613
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/yokohamakaigi/home/					
48	事業名	小児救急医療啓発事業	分野	その他	募集時期	5月
	概要	乳児の急病時の対応方法を記載した、小児救急に関する市民啓発用パンフレットを発行します。				
	支援内容	相談・情報提供・その他 市民啓発用パンフレット(企業広告を含む)の配布				
	要件	38,000部以上を9月2日までに発行できること 冊子の配送ができること				
	問合せ	健康福祉局医療政策課	TEL	671-2993	FAX	664-3851
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/iryo-seisaku/iryo-seisakutop/top.html					
49	事業名	水彩生活 菊名店 (水の総合サービス提供事業)	分野	その他	募集時期	-
	概要	水道局菊名ウォータープラザ1階ショールームスペースを活用して、水まわりに関する相談業務や関連用具の展示等、幅広い市民ニーズに応えられる事業を民間企業と協働して展開しています。				
	支援内容	相談・情報提供・その他				
	要件	水に関する相談業務やアドバイスに加え、水まわり関連用具の展示や使用方法等を実施できる企業				
	問合せ	水道局サービス推進課 サービス推進係	TEL	633-0613	FAX	664-6779
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/kyoku/torikumi/anshin-oishi/mizumawari-soudan/					
50	事業名	共創フロント	分野	その他	募集時期	随時
	概要	公民連携に関するさまざまな相談・提案をお受けし、実現に向けた調整を行います。				
	支援内容	相談・情報提供・その他 企業やNPO法人、大学等の民間の皆様と横浜市が、互いに知恵や工夫を出し合い、今日的な行政課題や地域課題に取り組む公民連携を進めるための提案受付窓口になります。				
	要件	企業、NPO法人、大学、市民活動団体等の民間の皆様等公民連携の担い手となる方				
	問合せ	政策局共創推進課	TEL	671-4391	FAX	664-3501
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/					

51	事業名	いえ・みち まち改善事業	分野	まちづくり	募集時期	随時
	概要	防災上課題のある密集住宅市街地において、市民による防災計画づくりを支援するとともに、狭あい道路拡幅・公園整備等の手法を活用し、市民と協働して災害に強いまちづくりを図る事業です。				
	支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 ・まちづくりコーディネーター(専門家)の派遣 ・活動助成 ・事業助成				
	要件	支援対象となる市民活動団体は、地域まちづくり推進条例上のグループ登録団体又は組織認定団体であること ※対象地域…鶴見区、神奈川区、西区、保土ヶ谷区、南区、中区、磯子区、金沢区の一部				
	問合せ	都市整備局地域まちづくり課	TEL	671-2691	FAX	663-8641
	URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/iemichimachi/				
52	事業名	水道局パートナーシップデスク	分野	その他	募集時期	随時
	概要	局と企業・NPO法人等民間事業者がお互いの強みをいかし、新たな水道事業の創出とさらなる公民連携を進めていくための提案受付窓口です。				
	支援内容	相談・情報提供・その他				
	要件	個人からの提案は受けることができません。ただし個人事業者はこの限りではありません。 ※対象地域…市内及び市外の水道用地所在地				
	問合せ	水道局資産活用課	TEL	633-0153	FAX	681-6572
	URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/kyoku/torikumi/partnership/				
53	事業名	道志水源林ボランティア事業	分野	市外(環境)	募集時期	年度当初
	概要	横浜市の水源地の一つである道志村民有林の間伐や枝打ち等の整備を市民ボランティアが実施し、水源かん養機能の向上を図ります。				
	支援内容	活動助成・融資等/物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 1回の保全活動ごとに1人当たり交通費の一部として2,000円を支給します。 ※詳細はお問い合わせください。				
	要件	環境保全活動を目的とするボランティア団体であり、10人以上での保全活動が可能である等、一定の要件を満たしている団体 ※対象地域…山梨県南都留郡道志村 ※詳細はお問い合わせください				
	問合せ	水道局浄水課	TEL	633-0178	FAX	663-8820
	URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/kyoku/torikumi/suigen-hozen/doshivolunteer.htm				

区域での主な協働事例 一覧

54	青葉区	事業名	「丘のエコハマ」省エネ大作戦事業	分野	環境	募集時期	4月	
		概要	ゴーヤの種、栽培セットを配付し、緑のカーテンの育成に取り組んでいます。区民団体が運営しているポータルサイト「あおばみん」上に、「緑のカーテン成長記録」の投稿もできます。					
		支援内容	物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 ゴーヤの種を配付。また、新規参加団体には、用土、プランター、ネットの栽培セットも提供。					
		要件	区内の地区センター、コミュニティハウス、小学校、中学校、市立保育園、民間保育園、幼稚園、等					
		問合せ	青葉区区政推進課	TEL	978-2216	FAX	978-2410	
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/00life/11kankyo/eco.html#2							
55	青葉区	事業名	青葉みらい農くらぶ	分野	環境	募集時期	常時	
		概要	区内農家と区民の相互交流の場を創出し、地産地消等区内農家の活性化や田園景観の保全を図るため、様々な情報発信を行います。 区民参加による青葉みらい農くらぶ実行委員会を立ち上げ、月1回の定例会を通じ、各種事業の検討をしています。					
		支援内容	物品支給・貸与/専門家・人材派遣					
		要件	青葉区の公募に応じて参加した、区民からなる団体					
		問合せ	青葉区区政推進課	TEL	978-2216	FAX	978-2410	
URL	http://mirainou.org/index.html							
56	旭区	事業名	旭区きらっとあさひ 地域支援補助金	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	3月25日～ 5月17日	
		概要	旭区内における地域福祉の推進等地域課題解決に向けた事業に取り組む団体に対して活動に必要な経費を補助します。					
		支援内容	活動助成・融資等 ・5人以上の旭区民で構成された団体が取り組む事業(補助対象経費の10分の7) ・自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携・協働して取り組む事業(補助対象経費の10分の9) ※1年目:30万円、2年目:20万円、3年目:10万円 ・地域福祉の推進等地域課題解決のために必要となる運営・活動に要する経費					
		要件	・5人以上の旭区民で構成された団体 ・補助事業実施にあたり、事業の推進に必要な会則、規約類が定められている団体 ・多年度にわたり継続的な取組を行っている団体、又はこれから取り組もうとしている団体(単年度事業は非対象) ※詳細はお問合せください。					
		問合せ	旭区区政推進課地域力推進担当 旭区福祉保健課事業企画担当	TEL	954-6028 954-6144	FAX	951-3401 953-7713	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/madoguchi/kusei/kikaku/kirattoasahichiikishienjigyoyou/					
57	旭区	事業名	緑のカーテン事業	分野	環境	募集時期	4月	
		概要	ゴーヤやアサガオ、ヘチマ等を使って、家庭や小中学校、幼稚園、保育園で緑のカーテンづくりに挑戦しています。					
		支援内容	物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 ・緑のカーテンの実施にかかる苗、資機材等の提供 ・緑のカーテン栽培講座の実施(5月、3回) ・ホームページ、チラシ等を活用した緑のカーテンの情報提供、相談受付					
		要件	・講習会参加者 ・区内の希望する小中学校、幼稚園、保育園					
		問合せ	旭区区政推進課企画調整係	TEL	954-6027	FAX	951-3401	
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/madoguchi/kusei/kikaku/curtain/							

58	旭区	事業名	ほたるの舞う里づくり事業	分野	環境	募集時期	-	
		概要	地域や小学校の協力のもと専門家の指導を受けながら、旭区の昆虫であるホタルの舞う里づくりを行っています。					
		支援内容	専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 ・専門家の派遣(飼育に関する学習会の開催や幼虫の放流等) ・生息地の保全、整備資機材の提供 ・活動に必要な情報提供・相談受付					
		要件	-					
		問合せURL	旭区区政推進課企画調整係	TEL	954-6026	FAX	951-3401	
59	旭区	事業名	帷子川環境学習	分野	環境	募集時期	-	
		概要	子どもたちが、区の中心部を流れる帷子川に愛着を深め、身近な環境に関心を持つきっかけづくりとなるよう、NPO法人こども自然公園どろんこクラブ、保土ヶ谷法人会旭支部連合会と協働して帷子川環境学習を小学校5校で開催しています。					
		支援内容	専門家・人材派遣/物品支給・貸与 ・講師派遣(帷子川に生息する生き物や環境についての野外学習等の実施) ・活動に必要な情報提供、相談受付					
		要件	公募で希望する小学校					
		問合せURL	旭区区政推進課企画調整係	TEL	954-6028	FAX	951-3401	
60	旭区	事業名	『あさひ散歩』ウォーキング	分野	生涯学習・文化・スポーツ	募集時期	随時	
		概要	旭区の魅力再発見を目的に、「旭ガイドボランティアの会」の案内による一般区民向けウォーキングを開催しています。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 広報等					
		要件	旭ガイドボランティアの会					
		問合せURL	旭区地域振興課生涯学習支援係	TEL	954-6099	FAX	955-3341	http://asahi-sanpo.jimdo.com
61	旭区	事業名	旭区文化芸術活動支援事業	分野	生涯学習・文化・スポーツ	募集時期	2月	
		概要	区民が運営する旭区の文化事業を対象として、旭区を文化芸術面から盛り上げ、「旭」の魅力を広くアピールするイベント等を募集します。 公募イベントについては、上記に該当すると認められたイベントに対して、開催経費の一部を補助し、PRを行う等の支援をします。					
		支援内容	活動助成・融資等 ・経費補助：直接経費(事業実施に直接必要な会場費、広報印刷費、会場設営費、事務費等の経費)の3分の1以内で、200万円が上限 ・広報支援等					
		要件	旭区における文化芸術活動の活性化を目的としており、区民を中心として組織されていること。					
		問合せURL	旭区地域振興課生涯学習支援係	TEL	954-6099	FAX	955-3341	http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/madoguchi/chishin/syogai/bunka/
62	旭区	事業名	認知症をみんなで支える街づくり事業	分野	高齢・障害	募集時期	-	
		概要	認知症の方が暮らしやすい地域をつくるため、区内の医療機関、介護事業所、商店街、各事業団体、企業、地域組織、ボランティア等と協働しながら、認知症の相談支援、見守り活動、認知症の理解促進等を進めています。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 ・行政、医療、介護等の関係機関等の連携強化のしくみづくり ・認知症ボランティアの人材育成 ・広報・啓発活動(認知症に対する理解促進や人権啓発等) ・活動に必要な情報提供、相談受付					
		要件	-					
		問合せURL	旭区高齢・障害支援課 高齢者支援担当	TEL	954-6191	FAX	955-2675	http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/madoguchi/koreisyougai/haikai-sos.html

63	旭区	事業名	高齢者と地域のつながりづくり事業	分野	高齢・障害	募集時期	-	
		概要	地域福祉保健計画等の知識・情報を有するアドバイザーを派遣し、高齢者が孤立することなく地域とのつながりを保てるよう、地域の関係機関・団体等とともに課題や方策について検討するとともに具体的な活動の支援を行います。					
		支援内容	専門家・人材派遣 ・アドバイザー派遣 ・活動に必要な情報提供、相談受付					
		要件	-					
		問合せURL	旭区高齢・障害支援課高齢者支援担当	TEL	954-6191	FAX	955-2675	
64	泉区	事業名	泉区地域経営まちづくり支援補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	地域の課題解決に取り組むための事業について補助します。					
		支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 事業補助は200万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。 1会計年度あたり1回を限度として3回に分割して交付することができる。					
		要件	地区経営委員会及び、地区経営委員会から推薦を受けた団体					
		問合せURL	泉区区政推進課地域力推進担当	TEL	800-2333	FAX	800-2505	
65	泉区	事業名	泉区地域運営補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	・泉区内地区経営委員会向け運営補助 ・区内における複数の団体から構成される委員会等への運営補助					
		支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 運営費の補助(上限5万円)					
		要件	地区経営委員会のほか、区内において複数の団体から構成される委員会					
		問合せURL	泉区区政推進課地域力推進担当	TEL	800-2333	FAX	800-2505	
66	磯子区	事業名	パソコンふれあい亭事業	分野	生涯学習・文化・スポーツ	募集時期	随時	
		概要	パソコンやインターネットに興味のある方や悩みのある方を対象とした「磯子パソコンふれあい亭」や、初心者を対象とした「磯子パソコン体験コーナー」を開催し、交流を図っています。					
		支援内容	活動助成・融資等/物品支給・貸与 ・活動経費の助成(ボランティア交通費、インク代、用紙代等) ・活動に使用する備品の貸与					
		要件	・区内で活動する団体であること ・規約等の定めがあること ・構成員がパソコン・インターネットに関する知識を有すること ・地域交流の場を提供することを目的として活動をしていること 他					
		問合せURL	磯子区地域振興課	TEL	750-2396	FAX	750-2534	
67	磯子区	事業名	磯子区青少年育成活動補助金	分野	こども・青少年	募集時期	支援内容参照	
		概要	磯子区内の青少年育成を目的に自主的に活動する団体に対して、活動費の一部を補助します。					
		支援内容	活動助成・融資等 1事業につき、事業費の2分の1以内の経費補助。上限は事業内容により4万円又は12万円。 1団体につき1事業のみ可。 ※募集時期…例年4月下旬～5月上旬					
		要件	(1)規約・会則等の定めがあること (2)政治、宗教又は営利活動を目的としないこと (3)原則として、団体の構成員となることに条件がないこと (4)次年度以降も継続して活動する見込みがあること (5)団体の代表者(法人の場合は代表者及び役員)が暴力団員でないこと 他					
		問合せURL	磯子区地域振興課活動支援係	TEL	750-2393	FAX	750-2534	
		U R L http://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/chishin/katsudo/ikuseihojo.html						

68	磯子区	事業名	地域運営補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	1～3月	
		概要	自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携して、地域の課題解決へ継続的に取り組む事業の必要経費を補助します。					
		支援内容	活動助成・融資等 活動経費の助成(地域の課題解決の取組に必要となる活動に要する経費)					
		要件	(1)地域の課題解決に向けて、自治会町内会を含む複数の主体が連携している (2)民主的な意思決定の場がある (3)年度を超えて継続的な取組を行っている、又は行おうとしている					
		問合せURL	磯子区地域振興課地域力推進担当	TEL	750-2398	FAX	750-2534	
69	磯子区	事業名	堀割川魅力づくり活動支援	分野	まちづくり	募集時期	随時	
		概要	堀割川の魅力を区民に周知したり、さらに魅力向上を図る団体を支援します。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 活動経費の助成(上限年間80万円)					
		要件	堀割川魅力づくり実行委員会を対象とする。					
		問合せURL	磯子区区政推進課	TEL	750-2331	FAX	750-2533	
70	神奈川区	事業名	わが町かながわ小旅行	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	-	
		概要	神奈川区資産「わが町 かながわ とっておき」に認定された魅力資源等を巡るまちあるきの実施により、神奈川区の魅力を再発見し、愛着を深めます。横浜商工会議所北部支部ブランド共創委員会、神奈川区内24郵便局、神奈川区資産制度推進委員会との協働で実施しています。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 事業実施にかかる検討、広報よこはま神奈川区版での区民への広報等					
		要件	横浜商工会議所北部支部ブランド共創委員会、神奈川区内24郵便局、神奈川区資産制度推進委員会					
		問合せURL	神奈川区地域振興課	TEL	411-7086	FAX	323-2502	
71	神奈川区	事業名	こんにちは ボランティア	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	区内で活動している団体等がボランティア希望者を受け入れ、体験してもらう事業です。ボランティアに興味・関心を持っているが一歩踏み出せていない人を対象に、きっかけを提供します。					
		支援内容	相談・情報提供・その他					
		要件	-					
		問合せURL	神奈川区地域振興課	TEL	411-7092	FAX	323-2502	
72	神奈川区	事業名	助っ人BANK	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	幅広い分野でボランティア活動をしたい人(登録者)を支援を求める人(依頼者)へ橋渡しをすることにより、地域におけるボランティア活動の活性化につなげていくことを目的としています。					
		支援内容	相談・情報提供・その他					
		要件	-					
		問合せURL	神奈川区地域振興課	TEL	411-7092	FAX	323-2502	
73	神奈川区	事業名	かながわ区民力発揮プロジェクト	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	H25年1～2月	
		概要	地域の課題を地域自らが解決するため、区民が自主的に活動する事業に対して、区役所が様々な支援を行っています。実施したい事業を提案していただき、活動への補助金や会場の優先予約等の支援を行います。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 事業補助金(30万円を上限)、区広報紙への掲載、会場の優先予約等					
		要件	地域の課題を解決しようとする、区民を中心に構成される概ね5人以上の団体を対象としています。					
		問合せURL	神奈川区区政推進課	TEL	411-7026	FAX	314-8890	
		問合せURL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kusei/kuminryoku-project/					

74	神奈川県	事業名	かながわ地域スクラム事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	H25年5月	
		概要	身近な地域の課題を解決するために、複数の主体が連携して取り組む活動に対して資金の支援をすることで、地域の元気づくりを推進します。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 事業補助金(50万円、10分の9を上限)					
		要件	(1)自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること (2)年度を超えて継続的な取組を行おうとしていること (3)民主的な意思決定が行われていること					
		問合せ	神奈川県区政推進課	TEL	411-7026	FAX	314-8890	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kusei/chiikiuneihogyokin/					
75	神奈川県	事業名	かながわ子育てかめっ子支援事業	分野	こども・青少年	募集時期	随時	
		概要	子育て中の親子がおしゃべりや仲間づくりのできる「親子のたまり場」を地域の方々に開催しています。会場は、ベビーカーを押して行ける身近な場所に区内41地区で開催しています。特別なプログラムはありませんので、いつでも自由に参加できます。開催時間内の出入りは自由です。事業開始から10年が経過し、地域活動として定着し、地域子育て支援拠点「かなーちえ」が要となって自治会町内会・民生委員児童委員協議会・保育所・学校等のネットワークが形成されています。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 補助対象経費は、すくすく子がめ隊の設立に要する遊具や会場内の安全性確保に要する物品、事務用品等の購入経費や資料、報告書、写真、チラシ、コピー代等の印刷製本費です。すくすく子がめ隊設立年度のみ交付とし、一団体あたり50,000円を限度としています。					
		要件	未就学児の子育て支援のための活動を実施。区民を中心に構成される概ね5人以上の団体を対象としています。					
		問合せ	神奈川県区政推進課	TEL	411-7112	FAX	324-3702	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kurashi/kosodate/301-35.html					
76	金沢区	事業名	災害時における非常通信の協力に関する協定	分野	防災・防犯	募集時期	随時	
		概要	災害時のアマチュア無線非常通信により、避難所等との情報受伝達を目的とします。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 ・活動に必要な情報提供、相談受付 ・防災研修会の実施					
		要件	・金沢区在住であること ・アマチュア無線技士免許を所有していること					
		問合せ	金沢区総務課	TEL	788-7706	FAX	786-0934	
		URL	http://jrlywm.yu-yake.com/					
77	金沢区	事業名	キャンパスタウン金沢サポート事業	分野	まちづくり	募集時期	4～5月	
		概要	関東学院大学、横浜市立大学の教員や学生が金沢区の地域活性化・課題解決に取り組む活動に補助金を交付します。					
		支援内容	活動助成・融資等 区内で行う地域と連携した実践活動や調査研究に係る経費。補助対象経費の3分の2以内、上限20万円とする。なお、地域との連携が十分であると認められた活動については、上限を30万円とする。					
		要件	関東学院大学、横浜市立大学の教員又は学生が代表を務める、3名以上の団体。調査研究の場合1名でも可。					
		問合せ	金沢区区政推進課	TEL	788-7726	FAX	786-4887	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/kusei/kikaku/campus-town/					

78	金沢区	事業名	金沢区地域ネットワーク支援事業補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	地域のつながりづくりコース：地域課題の解決に向け、地域の団体が連携して取り組む事業に対して補助金を交付し、ネットワークの輪を広げます。 きっかけづくりコース：地域に貢献する活動で、地域の「団体同士」又は「個人と団体」が連携して取り組む事業に対して補助金を交付し、ネットワークが取り組みやすいよう支援します。					
		支援内容	活動助成・融資等 地域のつながりづくりコース：1団体50万円以内(補助期間は最長5年間継続できますが、毎年度申請が必要です。)補助対象経費の10分の9を上限とする。 きっかけづくりコース：1団体10万円以内(補助期間は最長3年間継続できますが、毎年度申請が必要です)補助対象経費の10分の9を上限とする。					
		要件	(両コース共通要件) ・民主的な意思決定の場があること ・年度を超えて継続的な取組を行っていること (地域のつながりづくりコース) ・自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携していること (きっかけづくりコース) ・公的に委嘱されている者と団体が連携していること、又は、2つ以上の団体が連携していること					
		問合せ	金沢区地域振興課地域力推進担当	TEL	788-7809	FAX	788-1937	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/chishin/chiikiriyoku/genkinachiiki.html					
79	金沢区	事業名	金沢区空き家等を活用した地域の「茶の間」支援事業補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	空き家、空き店舗等の活用により、多世代の交流、子育て支援、高齢者の生活支援等、身近な地域の課題解決を目的とし、地域の活性化に向けた取組を支援します。					
		支援内容	活動助成・融資等 ◎補助額… 新規開設に対する支援 上限150万円(初年度のみ)、2年目以降上限50万円 増設に対する支援 上限100万円(初年度のみ)、2年目以降上限50万円 継続3年間 継続に対する支援 上限50万円、継続3年間					
		要件	・空き家・空き店舗を活用した事業であること ・地域の活性化を目的としていること					
		問合せ	金沢区地域振興課地域力推進担当	TEL	788-7809	FAX	788-1937	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/chishin/chiikiriyoku/genkinachiiki.html					
80	金沢区	事業名	金沢区市民活動サポート補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	7、1月	
		概要	市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して補助金を交付します。					
		支援内容	活動助成・融資等 補助対象経費に制約あり。補助金額は事業の内容及び規模による。 ・青少年健全育成…上限70万円 補助率5分の4 ・国際交流…上限70万円 補助率3分の2 ・文化活動…上限70万円 補助率3分の2 ・生涯学習講座…上限15万円 補助率5分の4					
		要件	・団体の構成員が5名以上で、その半数以上が区内に在住・在勤・在学するものであること ・団体の代表者が金沢区民であること					
		問合せ	金沢区地域振興課	TEL	788-7804	FAX	788-1937	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/chishin/shogaku/8-10.html					
81	金沢区	事業名	金沢区福祉保健活動促進補助金交付事業	分野	福祉全般	募集時期	4月	
		概要	第2期金沢区地域福祉保健計画に掲げる地域福祉の推進及び地域住民の健康増進を目指した活動に対し、補助金を交付することにより、安心して暮らせる支えあいのあるまちづくりを推進します。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 事業の実施に直接関係する経費(謝金、食糧費、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、備品費、通信費、委託料等)の5分の4(上限：区予算の範囲内で1団体あたり10万円)。補助対象団体の運営費、構成員等への労務対価としての経費は不可。					
		要件	・団体の構成員が5人以上で、その半数が金沢区内に在住・在勤・在学する者であること ・団体の代表者は金沢区民であること ・継続は2年まで					
		問合せ	金沢区福祉保健課	TEL	788-7824	FAX	784-4600	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/fukuho/chifuku/20110415120048.html					

82	港南区	事業名	地域づくり運営協議補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	4～12月	
		概要	地域における、地域づくりのための協議の場に対し、活動経費の一部を補助します。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 協議の場の運営及び広報活動にかかる経費(対象経費の10分の9、上限15万円)					
		要件	地区連合町内会及び地区社会福祉協議会を中心とした、テーマに沿った複数の幅広い地域の団体による協議の場					
		問合せURL	港南区区政推進課	TEL	847-8383	FAX	842-8193	
83	港南区	事業名	港南区民活動支援センター ランチ事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	-	
		概要	地域の活動拠点の中で、一定の条件を満たした拠点を、港南区民活動支援センターランチとして位置づけ、より身近な地域で、市民活動・生涯学習に関する情報の収集及び発信、コーディネート等を行うと共に、港南区民活動支援センターと連携し、区内の市民活動・生涯学習の活性化を図ります。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 区とランチ運営団体が、互いを理解・尊重して双方の資源を出し合い、対等な関係のもとに事業をすすめる。 ・区の役割…ランチ事業に係る経費の補助、事業の広報協力、紹介業務に必要な情報の提供 他 ・運営団体の役割…事業の企画実施、市民活動・生涯学習に関する情報発信、活動場所の紹介 他					
		要件	・主たる活動エリアを港南区内とし、5年間、申請事業を継続できる見込みがあること ・活動拠点を港南台エリア又は、上永谷・下永谷エリアに設置していること ・1日4時間以上かつ週4日以上、区民の利用が可能であること ・地域の区民利用施設及び活動組織等とのネットワークを有していること					
		問合せURL	港南区地域振興課	TEL	847-8397	FAX	842-8193	
84	港南区	事業名	港南区区民企画運営講座	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	3月	
		概要	地域の課題解決につながる区民の自発的な学習を支援します。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 (1)補助金…1グループにつき5万円を上限として、講座実施にかかる経費を助成します。(ただし、補助対象経費の5分の4以内とする。) (2)情報提供・相談 (3)広報の協力 (4)会場の確保 (5)一時託児					
		要件	【主な要件】 港南区民(在住・在学・在勤)を中心とする3名以上のグループで、かつ主に区内を拠点として活動しているグループであること					
		問合せURL	港南区地域振興課	TEL	847-8397	FAX	842-8193	
85	港南区	事業名	みんなで作るふるさと港南事業	分野	環境	募集時期	4月	
		概要	区の花であるひまわり栽培を通じたつながりづくり等、公園愛護会、保育園、農家、地域住民とともに、川や緑地の自然環境の保全や地産地消の推進等に取り組み、港南区への愛着を深め、地域の活性化を図ります。					
		支援内容	物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 ・活動に使用する物品の支給・貸与 ・ホームページ等での活動内容の公表					
		要件	・3人以上の団体 ・公園愛護会、保育園、農家 ・水辺の魅力づくりにつながるボランティア活動を行う団体 ・1年以上の継続した活動ができる団体					
		問合せURL	港南区区政推進課	TEL	847-8328	FAX	841-7030	

86	港南区	事業名	こうなんの「エコ活。」推進事業	分野	環境	募集時期	4月	
		概要	ゴーヤによる緑のカーテンを地域へ普及するため、公園愛護会が育てたゴーヤ苗の配布や、ゴーヤの育て方講座を実施し、緑化推進を図ります。また、緑化推進のため、区内イベントで公園愛護会が育てたハーブや花等の苗を配布し、きっかけを提供します。					
		支援内容	物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 ・活動に使用する物品の支給・貸与 ・ホームページ等での活動内容の公表					
		要件	公園愛護会、保育園、小中学校					
		問合せ	港南区区政推進課	TEL	847-8327	FAX	841-7030	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/konan/recycle/ecokatsu/eckt-indx12.html					
87	港南区	事業名	地域で子育て応援事業	分野	子ども・青少年	募集時期	-	
		概要	「地域子育て支援拠点」(1か所)及び「子育ての居場所」(2か所)を核に、子育て中の親子が仲間と出会い、必要な情報を得られる等、子育てしやすい環境をつくります。港南区子育て連絡会と、情報共有や子育てまっぴづくり、講演会等の活動を通じ、協働で子育て支援を進めます。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 港南区子育て連絡会事務局業務、情報誌印刷・発送、ホームページ運営、講演会の開催					
		要件	港南区子育て連絡会					
		問合せ	港南区子ども家庭支援課	TEL	847-8410	FAX	845-9809	
		URL	-					
88	港南区	事業名	認知症に関する普及啓発事業	分野	高齢・障害	募集時期	通年	
		概要	認知症キャラバン・メイトと協働で、認知症に関する普及啓発活動を行っていきます。					
		支援内容	専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 ・認知症サポーター養成講座の実施支援 ・活動に必要な情報提供、相談支援					
		要件	認知症キャラバンメイト養成講座修了者					
		問合せ	港南区高齢・障害支援課	TEL	847-8415	FAX	845-9809	
		URL	-					
89	港南区	事業名	IYコラボ からだ元気 こうなん・くう	分野	その他	募集時期	9月頃開催	
		概要	イトーヨーカドー上大岡店と協働で、区民の生活に密着している場を利用し、健康に関する啓発や情報提供を行うイベントを実施します。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 イトーヨーカドー上大岡店の催事場にて、港南区保健活動推進委員会と港南区食生活等改善推進委員会と協働で、健康づくりに関する催しを行います。(参加費無料)					
		要件	イトーヨーカドー上大岡店と協働で、区民の生活に密着している場を利用し、健康に関する啓発や情報提供を行うイベントを実施します。					
		問合せ	港南区福祉保健課健康づくり係	TEL	847-8438	FAX	846-5981	
		URL	-					
90	港北区	事業名	地域のチカラ応援事業	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	H25年3月	
		概要	地域住民が、地域課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるように、「福祉保健」「文化芸術」「地域まちづくり」等をテーマに活動する団体に対して補助金を助成します。					
		支援内容	活動助成・融資等 活動経費の助成 ・チャレンジコース…上限30万円 ・スタートアップコース…上限5万円 ・パートナーシップコース…補助金の交付はなし。後援名義の使用を承認する。					
		要件	・チャレンジコース…これまでに地域における市民活動やイベント等の取り組み実績がある団体(5人以上) ・スタートアップコース…設立初期の団体(5人以上) ・パートナーシップコース…これまでに地域における市民活動やイベント等の取り組み実績がある団体(5人以上)					
		問合せ	港北区地域振興課	TEL	540-2247	FAX	540-2245	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/chikara/					

91	港北区	事業名	港北にぎやか支え合い作戦	分野	高齢・障害	募集時期	-	
		概要	元気な高齢者も、介護が必要な高齢者も地域で孤立せず、安心して生活を続けることができるよう、介護予防の普及や認知症、虐待に関する啓発を通じて、地域包括支援センター、民生委員、老人クラブ、高齢者ミニデイサービス等の地域活動等が一体となって高齢者を見守るネットワークの形成を支援します。					
		支援内容	専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 外部講師による研修や講演会、ボランティア養成講座の開催、交流会の実施や情報提供等					
		要件	介護予防自主グループや老人クラブ、高齢者サロン、民生委員、保健活動推進員等					
		問合せ URL	港北区高齢・障害支援課	TEL	540-2327	FAX	540-2396	
92	港北区	事業名	港北AAA(トリプルエー) (安全で安心な明日を) 地域防犯力向上作戦	分野	防災・防犯	募集時期	随時	
		概要	区内で発生した犯罪情報をいち早く区民に提供し、地域の防犯活動に役立てるようなるとともに、区民主体の防犯活動が推進できるよう側面的な支援を行い、住民・企業・防犯関連団体との連携を基に地域の防犯力向上を図ります。					
		支援内容	物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 活動に使用する物品の支給・貸与					
		要件	区内で活動している防犯関係団体及び個人					
		問合せ URL	港北区地域振興課	TEL	540-2234	FAX	540-2245	http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/aaa/
93	栄区	事業名	みんなが主役のまちづくり 協働推進事業	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	支援内容参照	
		概要	だれもが暮らしやすく、活力あるまち栄区を実現するため、地域課題の解決や地域のまちづくり等、区民が主体的に実施する活動に対する事業補助制度です。					
		支援内容	活動助成・融資等 活動経費の助成(Aコース：30万円上限、Bコース：5万円上限、種まきコース：10万円上限) ※募集時期…H25年3月11日～4月12日					
		要件	・複数の区民等で構成されるボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、公益法人、自治会町内会、企業 ・1年以上継続して活動していること 又は、1年以上継続して活動する見込があること					
		問合せ URL	栄区地域振興課	TEL	894-8936	FAX	894-3099	http://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/guide/machi/minna/
94	瀬谷区	事業名	IT交流コーナー (パソコンふれあい館・せや)	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	区民同士がパソコンの技術を教わり教えあう区民交流の場として、活動団体の「パソコンふれあい館・せや」がIT交流コーナーの運営を協働で行なっています。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 パソコンの技術を教わり教えあう区民交流の場の提供と機器の貸出					
		問合せ URL	瀬谷区地域振興課区民協働推進係	TEL	367-5696	FAX	367-4423	http://www.pcfureaikan.com/fureai/top/top.html
95	瀬谷区	事業名	瀬谷区いきいき区民活動支援事業	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	4月	
		概要	【事業支援】 区民が提案する優秀な事業に対し補助金交付。広報等の支援を実施。 【団体支援】 事業支援に移行できるまでの主に団体の人的育成支援。3年限度。(両支援とも年1回4月に公募)					
		支援内容	相談・情報提供・その他 【事業支援】 活動に要する補助対象経費のうち最高70%まで補助。金額の上限は10万円。300人以上の集客が見込める事業については上限額を最大50万円。なお、障害者当事者団体主催事業は最高90%まで補助可能。 【団体支援】 事業支援に移行できるまでの団体育成支援上限額5万円、3年限度。					
		問合せ URL	瀬谷区区民を中心として構成され、自主的に運営されている、概ね5人以上の団体。 瀬谷区地域振興課区民協働推進係	TEL	367-5695	FAX	367-4423	

96	瀬谷区	事業名	瀬谷区地域運営補助事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	4～6月	
		概要	身近な地域の一定の範囲における、自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携・協働した、主体的・継続的な地域課題解決の取組について、必要な経費を補助し支援を行います。					
		支援内容	活動助成・融資等 活動経費の助成(上限：30万円) ※補助金額は、予算の範囲内で補助対象経費と認められる額の10分の9を上限とします。					
		要件	対象団体は、次の要件すべてを満たす必要があります。 (1)身近な一定のまとまりある地域の課題解決をしようとする意思があること (2)自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること (3)年度を超えて継続的な取組を行う見込みがあること ※1連合町内会エリアにつき連携した1団体					
		問合せURL	瀬谷区区政推進課地域力推進担当	TEL	367-5789	FAX	365-1170	
97	都筑区	事業名	つづき力発揮講座 (テーマ提案型講座)	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	3～5月	
		概要	地域の課題解決をテーマとした講座を、地域の市民団体が提案し、区がプレゼンテーション審査を経て事業委託をします。区民を巻き込みながら自ら課題解決に取り組むよう促す講座です。					
		支援内容	活動助成・融資等 委託料上限70,000円					
		要件	・都筑区内での活動実績があること ・原則として4人以上の構成員を有し、都筑区民(在学、在勤を含む)を含むこと ・規約、会則等の定めがあること ・事業を円滑に企画・運営・実施できること ・本年度当該事業について、横浜市、横浜市の外郭団体又は都筑区から、助成、補助、委託を受け若しくは受ける予定がないこと ・宗教・政治・営利を目的とした活動を行っていないこと					
		問合せURL	都筑区地域振興課	TEL	948-2234	FAX	948-2239	http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/chiiki/kumin/teiankouza.html
98	都筑区	事業名	つづき芽生えプロジェクト	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	4月	
		概要	地域活動の担い手となる、自主的に活動ができる人材の育成を目指します。また、事業終了後に活動を継続しやすくするため、事業の企画・実施について市民利用施設との協働を目指し、各施設とのネットワーク強化も図ります。3テーマからなる養成講座を実施し、講座後、テーマごとに企画運営する事業に補助金を交付します。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 講師謝金、会場等使用料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、食糧費、打ち合わせ・調査経費等(上限 1年目：40,000円、2年目：60,000円) 実施にあたって一時託児を受け入れる場合は、保育者あて謝金及び託児会場料の半額を補助					
		要件	原則として1年間にわたり参加・活動できる区民					
		問合せURL	都筑区地域振興課	TEL	948-2234	FAX	948-2239	
99	都筑区	事業名	団体スキルアップゼミ	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	都筑区民活動センター及び都筑区内の地区センターに登録する団体を対象とした、団体運営のノウハウや企画力を高めるための連続講座です。前半は団体自身の検証を行い、後半は具体的なスキルアップをし、最終的には次年度の事業の企画を試行的に立てます。					
		支援内容	相談・情報提供・その他					
		要件	都筑区民活動センター及び都筑区内の地区センターに登録している団体					
		問合せURL	都筑区民活動センター	TEL	948-2237	FAX	943-1349	http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/chiiki/kumin/skillupzemi.html

100	都筑区	事業名	地域デビュー応援企画	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	申込み不要	
		概要	「退職して自由な時間ができた」「引っ越してきたばかりなので都筑区を知りたい」「地域でボランティア活動やサークル活動をしてみたい」と思う区民が毎月1回集まる場を設けます。集まった方々のニーズに合わせて、活動団体へのインターンシップや見学会をコーディネートしたり、理想の活動スタイルを一緒に考えていきます。					
		支援内容	相談・情報提供・その他					
		要件	都筑区民					
		問合せ	都筑区民活動センター	TEL	948-2237	FAX	943-1349	
URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/chiiki/kumin/chiikidebut.html							
101	都筑区	事業名	都筑区区民活動補助事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	4月	
		概要	地域の課題解決に取り組む団体を支援します。					
		支援内容	活動助成・融資等 対象となる事業経費の2分の1(上限25万円)					
		要件	4名以上の構成員を有し、4分の3以上が都筑区民及び区内在学、区内在勤であること。					
		問合せ	都筑区地域振興課	TEL	948-2234	FAX	948-2239	
URL	-							
102	都筑区	事業名	都筑区民のゆるやかなつながりづくり補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	H25年6～8月頃予定	
		概要	主に地区センターで活動している団体を対象として、都筑区民がつながる「きっかけ」を支援する活動費補助制度です。地域とつながりをもった活動すること等を条件に、1団体につき1万円を上限に活動費を補助します。					
		支援内容	活動助成・融資等 1団体につき1万円を上限活動費に使えます。主なものとしては、地区センター等の会場使用料、チラシ印刷代、筆記用具等消耗品費等が補助の対象です。					
		要件	・団体の代表者が18歳以上で、2人以上のメンバーがいて、4分の3以上が都筑区民又は区内在学・在勤者 ・団体への参加に制限がない ・地域とつながりをもった取組を年に1回以上行うこと 等					
		問合せ	都筑区地域振興課地域力推進担当	TEL	948-2474	FAX	948-2239	
URL	-							
103	都筑区	事業名	つづき交流ステーション	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	都筑区民が取材、編集・発信する情報ウェブサイトです。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 ・広報よこはま都筑区版の利用等、つづき交流ステーション事業の広報活動への協力 ・行政情報の取材協力等、つづき交流ステーションの取材活動の円滑化への協力 ・必要に応じてつづき交流ステーションの会合への出席、意見交換					
		要件	-					
		問合せ	都筑区区政推進課	TEL	948-2226	FAX	948-2399	
URL	http://www.city.yokohama-tsuzuki.net/							
104	都筑区	事業名	都筑区文化芸術活動場(都筑の文化夢スタジオ)管理運営事業	分野	生涯学習・文化・スポーツ	募集時期	-	
		概要	「都筑の文化夢スタジオ管理運営委員会」と都筑区が、都筑文化芸術活動場の管理運営を協働して実施します。					
		支援内容	物品支給・貸与 ・施設の無償提供 ・施設の大規模修繕 ・施設利用及び自主企画事業に関する広報 ・施設管理運営に関する関係者との調整					
		要件	-					
		問合せ	都筑区区政推進課	TEL	948-2227	FAX	948-2399	
URL	http://webyoko.com/yumesuta/							

105	都筑区	事業名	シニア楽農園	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	2月	
		概要	グループでの農作業を通じた高齢者同士の仲間づくり、健康づくりの場です。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 ・広報よこはま区版の利用等、参加者募集に関する広報協力 ・会の運営に必要なとなる会議等への区役所会議室等の提供 ・農園主、関連施設及び北部農政事務所との調整に関する補助 ・必要に応じた、会の会合への出席、意見交換					
		要件	区内在住で60歳以上の方					
		問合せ	都筑区区政推進課	TEL	948-2226	FAX	948-2399	
U R L		http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kusei/kikaku/itadakimasu/page6.html						
106	都筑区	事業名	都筑区地域福祉保健計画 「つづき あい基金」助成金	分野	福祉全般	募集時期	支援内容参照	
		概要	「つづき あい基金」を財源とし、地域の福祉保健活動に関する課題の解決に向けた活動を行う団体に対して、活動費の一部を補助し、地域の福祉保健を推進します。 ※つづき あい基金：都筑区チャリティーゴルフ大会収益金や本市補助金等をもとに、都筑区社会福祉協議会に設置し、運営。					
		支援内容	活動助成・融資等 助成方法は、(1)単年度申請 (2)継続申請(最大2年)の選択制 1活動あたりの助成額の上限は20万円、ただし、(2)継続申請の年間の上限は10万円 団体の運営費(人件費、事務所維持費等)は、原則として助成の対象としない ※募集時期…H26年度分はH26年4月頃を予定 ※詳細はホームページをご覧ください。					
		要件	(1)区内に活動拠点を置き、区内を対象地域として活動する団体 (2)「都筑区地域福祉保健計画」にあげられた課題の解決や目標の実現に向けて取り組む団体					
		問合せ	都筑区社会福祉協議会	TEL	943-4058	FAX	943-1863	
U R L		http://www.tuzuki-shakyo.jp/						
107	都筑区	事業名	都筑野菜応援事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	区内農家への援農活動や区内の地産地消の推進を行うことを目的として活動する団体と行政との協働事業です。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 活動費の助成(上限：年間20万円) 区の地産地消推進や区内農家への援農に関する経費					
		要件	・区内在住・在勤で平日を含む週2～3日の農作業が可能な方 ・概ね70歳以下で農作業において健康面で心配のない方					
		問合せ	都筑区区政推進課	TEL	948-2226	FAX	948-2399	
U R L		http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kusei/kikaku/itadakimasu/page5.html						
108	鶴見区	事業名	つるみ・地域のつながり応援事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	支援内容参照	
		概要	自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携・協働した、地域課題解決の取組を支援します。					
		支援内容	活動助成・融資等 活動経費の助成(1団体あたり上限30万円(補助対象経費の10分の9以内)) ※募集時期…H25年1月21日～2月28日、6月20日～7月12日【追加募集】 ※今後の募集時期も含め、詳細はホームページをご覧ください。					
		要件	(1)(2)ともに該当する団体 (1)身近な一定のまとまりのある地域の課題を解決しようとする意思のある、自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携している団体 (2)継続して活動してしている団体、又は新たに団体を設立し、継続して活動する見込みがある団体					
		問合せ	鶴見区区政推進課地域力推進担当	TEL	510-1678	FAX	504-7102	
U R L		http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/life/chiiki/chiikidukuri/25tsunagari.html						

109	鶴見区	事業名	つるみ・元気アップ事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	支援内容参照	
		概要	地域の課題解決に向けて、区民が自主的に取り組む活動の立上げを支援します。					
		支援内容	活動助成・融資等 活動経費の助成(1団体あたり1年目上限8万円、2年目：6万円(補助対象経費の5分の4以内)、3年目：5万円(補助対象経費の3分の2以内)) ※募集時期…H25年1月21日～2月28日、6月20日～7月12日【追加募集】 ※今後の募集時期も含め、詳細はホームページをご覧ください。					
		要件	(1)(2)ともに該当する団体 (1)主に鶴見区民(在住・在勤)により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体(ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、自治会町内会等) (2)継続して活動してしている団体、又は新たに団体を設立し、継続して活動する見込みがある団体 ※事業開始3年以内の事業を対象とします。					
		問合せ U R L	鶴見区 区政推進課地域力推進担当	TEL	510-1678	FAX	504-7102	http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/life/chiiki/chiikidukuri/25genkiup.html
110	鶴見区	事業名	地域活動支援アドバイザー派遣	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	地域の課題解決や魅力づくりに取り組む活動が継続・発展するよう、活動の仕組みづくり等の助言等を行う専門のアドバイザーを派遣します。					
		支援内容	専門家・人材派遣 (1)まちづくりや団体運営、担い手づくり、防災、その他相談内容に応じ地域活動に詳しい専門家を派遣(団体の研修会や講演会等の講師としては派遣できません。) (2)1団体あたり年度内に原則3回まで ※詳細は、ホームページをご覧ください。					
		要件	(1)(2)ともに該当する団体 (1)主に鶴見区民(在住・在勤)により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体(ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、自治会町内会等) (2)継続して活動してしている団体、又は新たに団体を設立し、継続して活動する見込みがある団体					
		問合せ U R L	鶴見区 区政推進課地域力推進担当	TEL	510-1678	FAX	504-7102	http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/life/chiiki/chiikidukuri/adviser.html
111	鶴見区	事業名	区民活動等推進事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	支援内容参照	
		概要	地域活動の担い手育成のため、区民から構成される運営委員会が企画・運営を行う学級に対し、補助金を交付します。					
		支援内容	活動助成・融資等 (1)審査に合格した団体に対し、予算の範囲内において8万円を上限に補助金を交付します。 (2)事業終了後に、活動報告、実績報告を行い、補助金の精算を行います。 ※募集時期…H25年4月1日～5月10日 ※詳細はお問い合わせください。					
		要件	(1)5名以上の区民から組織された運営委員会であること (2)地域的、社会的、現代的な課題を取り扱う内容であること (3)過去、鶴見区から生涯学級の委託又は補助を2回以上受けていないこと (4)1回あたり2時間程度のプログラムを年5回以上実施すること ※H25年度分は4月1日(月)～5月10日(金)に募集済み					
		問合せ U R L	鶴見区 地域振興課区民活動支援係	TEL	510-1693	FAX	510-1892	-
112	戸塚区	事業名	とつか区民活動センター	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	-	
		概要	とつか区民活動センターは、区民力の向上と豊かな地域づくりを目指して、市民活動・生涯学習活動・ボランティア活動を応援するため、「NPO法人くみんネットワークとつか」と戸塚区役所が協働で運営しています。 (1)活動に関する相談・情報提供 (2)活動支援 (3)場の提供 (4)講座や団体交流会の開催等					
		支援内容	相談・情報提供・その他 ・センターの運営に関し、NPO法人と協議し、方針を決定する。 ・センター運営に関する情報の提供を行う。					
		要件	NPO法人くみんネットワークとつか					
		問合せ U R L	戸塚区 地域振興課	TEL	866-8416	FAX	864-1933	http://totsuka-kumin-center.jp/

113	戸塚区	事業名	とつか お結び広場	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	8月	
		概要	分野をまたぐ団体の交流や連携を創出するイベントを開催するとともに、まだ活動に参加していない区民に活動のきっかけを提供します。					
		支援内容	相談・情報提供・その他 ・企画等に関して助言を行う。 ・区役所広報紙にイベント情報等を掲載 ・イベント開催に際し、関係機関等との調整を行う。					
		要件	・市民活動・ボランティア活動・生涯学習支援活動をしている団体 ・これから市民活動をしようとしている個人					
		問合せURL	戸塚区地域振興課	TEL	866-8416	FAX	864-1933	
114	戸塚区	事業名	戸塚区区民企画運営講座事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	4月1～12日	
		概要	区民が日常生活・社会生活をするうえで感じた様々な問題や地域の課題を解決するための講座を区と協働で実施します。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 検討委員の意見を参考に区長が交付を決定したグループに対し、以下の支援協力を行う。 (1) 1グループにつき10万円を上限に講座実施に係る経費を補助する。保育に要する経費については3分の2又は4万円を上限として加算できる。 (2) 広報活動や事業実施に関して必要な相談、助言等を行う。					
		要件	(1) 広く区民に対して地域の課題解決につながる学習の機会を提供する区民企画運営講座を主体的に企画し、及び実施するグループ (2) 戸塚区に在住、在勤又は在学する者を中心として構成されるグループ (3) 構成員が3人以上であるグループ (4) 宗教活動・政治活動及び営利を目的としないグループ					
		問合せURL	戸塚区地域振興課	TEL	866-8416	FAX	864-1933	
115	戸塚区	事業名	とつか夢結び応援事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	4月1～12日	
		概要	まちの資源や人材の発掘とその活性化を図り、魅力あふれる地域づくりを推進するために行われる活動に対する補助金です。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 検討委員の意見を参考に区長が交付を決定した活動に対し、以下の通り補助金を交付 上限は300,000円、団体発足後3年以内の団体は補助対象経費の3分の2以内、団体発足後3年が経過した団体は補助対象経費の2分の1以内を交付 謝金、使用・賃借料、印刷費、消耗品費、通信費、設営・運搬費、交通費等					
		要件	(1) 音楽、演劇、美術、文芸等の芸術活動 (2) 社会的公共性をもつ文化活動 (3) 地域の新たな魅力を創造して広める活動 (4) 地域の特性及び既存資源を活用する活動 (5) その他、特に区長が認める活動					
		問合せURL	戸塚区地域振興課	TEL	866-8411	FAX	864-1933	
116	戸塚区	事業名	地域協働青少年育成事業	分野	こども・青少年	募集時期	4月1～12日	
		概要	地域で青少年育成に取り組む団体が協働して事業を行う場合に助成します。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 検討委員の意見を参考に区長が交付を決定した活動に対し、以下の通り補助金を交付 上限はレクリエーション200,000円、開催日数3日以上100,000円、開催日数2日以内50,000円 謝金、使用・賃借料、印刷費、消耗品費、通信費、設営・運搬費、交通費等					
		要件	次の事業を実施する団体 (1) 青少年健全育成 (2) 学齢期から概ね24歳までの青少年を対象 (3) 広く参加を呼びかけ (4) 他補助金を受けていない (5) 宗教活動、政治活動及び営利を目的としていない					
		問合せURL	戸塚区地域振興課	TEL	866-8415	FAX	864-1933	

117	中区	事業名	みなとみどりサポーター	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時	
		概要	市民が横浜港に一層の愛着を持てるよう、横浜市と市民との協働による「みなと横浜らしい水辺の魅力づくり」を推進します。					
		支援内容	物品支給・貸与 物品の一部貸出 清掃活動により収集した廃棄物の運搬及び処理					
		要件	3人以上の団体 水辺の魅力づくりにつながる自主的なボランティア活動を行う団体 1年以上の継続した活動ができる団体					
		問合せ	港湾局賑わい振興課	TEL	671-2888	FAX	651-7966	
U R L		http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/m-partic/supporter/						
118	中区	事業名	中区身近な地域・元気づくり事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	-	
		概要	地域組織づくりを推進するため、すでに取組を進めている地区に対し各種支援を実施するとともに、新規の取組候補地区について取組開始に向け準備します。					
		支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 補助上限 50万円 補助対象経費10分の9					
		要件	(1)自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること (2)主体同士が相互に協議し、合意形成する場があること (3)年度を超えて継続的に取り組むこと					
		問合せ	中区地域振興課地域力推進担当	TEL	224-8136	FAX	224-8215	
U R L		-						
119	中区	事業名	中区活動団体補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	5月	
		概要	中区で活動する活動初期段階の市民活動団体の事業に補助金を交付します。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 補助金上限5万円 補助対象経費2分の1					
		要件	・中区を主な活動拠点としていること ・結成から4年以内の団体であること ・法人格を有していないこと					
		問合せ	中区地域振興課	TEL	224-8135	FAX	224-8215	
U R L		http://www.city.yokohama.lg.jp/naka/ncac/docs/hojokinannai.pdf						
120	中区	事業名	初黄・日ノ出町 地域再生まちづくり事業	分野	まちづくり	募集時期	募集しない	
		概要	初黄・日ノ出町地区では、安全・安心で健全なまちへの再生に向けて、地元協議会や警察、行政が協働してまちづくりを行っています。					
		支援内容	活動助成・融資等/専門家・人材派遣/相談・情報提供・その他 補助金上限：50万円 補助金用途は以下の通り (1)環境浄化活動 (2)清掃活動 (3)まちの将来像の策定 (4)まちづくりイベントの実施					
		要件	協働事業は初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会、NPO法人黄金町エリアマネジメントセンター。 活動支援は初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会のみ。					
		問合せ	中区区政推進課	TEL	224-8127	FAX	224-8214	
U R L		http://www.city.yokohama.lg.jp/naka/policy/hatsuko-hinode.html						

121	中区	事業名	山下公園海底清掃大作戦事業	分野	環境	募集時期	-
		概要	ボランティアダイバーが山下公園前面の海底清掃を行い、海洋環境保全の意識啓発を図る活動を支援します。				
		支援内容	活動助成・融資等 活動経費の助成				
		要件	-				
		問合せURL	港湾局管財第二課	TEL	671-7130	FAX	641-8749
122	西区	事業名	西区地域のつながりを育み強める補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時
		概要	地域の課題を解決する取組や活動の担い手を増やす等、地域活動の活発化・充実化をめざす活動に要する経費を補助します。				
		支援内容	活動助成・融資等 対象経費の90%で20万円以内を補助します(自己負担10%)。				
		要件	自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること、等				
		問合せURL	西区区政推進課	TEL	320-8319	FAX	322-9847
		http://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kuyakusho/chiikiriyokuhojokin/					
123	西区	事業名	まちづくりアドバイザー派遣団体募集	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	随時
		概要	地域が実施するまちづくり活動の企画・運営に対し、専門的な立場からの助言を行う等、地域の自主的活動を支援する“アドバイザー”を派遣します。				
		支援内容	専門家・人材派遣 ・地域活動の担い手発掘・育成 ・地域の防災・減災 ・福祉の視点を取り入れたまちづくり ・歴史・文化芸術をいかしたまちづくり ・まちづくりの相談、情報収集 等に関するまちづくり活動へのアドバイザー派遣				
		要件	地区連合、自治会町内会、又は自治会町内会が関わる協議会等の組織				
		問合せURL	西区区政推進課	TEL	320-8319	FAX	322-9847
		http://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kuyakusho/machidukuri-adviser-haken/					
124	保土ヶ谷区	事業名	保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	3月
		概要	地域社会やまちづくりにつながり、社会的公共性を持つ団体活動を活動費の一部を補助することにより支援しています。				
		支援内容	活動助成・融資等 活動形態や活動回数・参加対象者数により、補助金申請限度額を設定しています。				
		要件	構成員が5人以上であること、活動の拠点が保土ヶ谷区内であること等の要件を満たした団体が自主的・主体的に取り組み、将来自立が見込まれる、生涯学習や福祉・保健等市民活動の促進等に関する活動。				
		問合せURL	保土ヶ谷区地域振興課生涯学習係	TEL	334-6308	FAX	332-7409
		http://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/bunyabetu/chiiki-kumin/chiikimachi-hojyo/					

125	保土ヶ谷区	事業名	保土ヶ谷区 地域運営補助金	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	4月	
		概要	新たに自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携・協働した、主体的・継続的な地域課題解決の取組(身近な地域・元気づくりモデル事業実施地域の取組を含む)を支援します。					
		支援内容	活動助成・融資等 運営・活動に要する経費の助成。対象経費の10分の9を上限とし、1申請団体20万円を限度としています。					
		要件	(1)自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること (2)主体同士が相互に協議し、合意形成する場があること (3)年度を超えて継続的に取り組むこと					
		問合せ	保土ヶ谷区地域振興課 地域力推進担当	TEL	334-6380	FAX	332-7409	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/bunyabetu/chiiki-kumin/tiikiunneihojokin.html					
126	緑区	事業名	緑区チャレンジ提案事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	11月	
		概要	緑区が提示するテーマ(福祉、環境、防災・防犯、地域まちづくり)に沿った協働提案事業です。					
		支援内容	活動助成・融資等/相談・情報提供・その他 提案のあった事業は、審査委員会で選考の後、協定書を締結し、経費の一部を助成します。 ・チャレンジコース…30万円以内 ・スタートアップコース…10万円以内					
		要件	緑区内に事務所及び活動場所を有する団体					
		問合せ	緑区地域振興課	TEL	930-2237	FAX	930-2242	
		URL	http://www.city.yokohama.jp/me/midori/teian/index.html					
127	緑区	事業名	緑区市民活動支援センター事業・市民活動パワーアップ支援事業	分野	市民活動・地域活動全般	募集時期	-	
		概要	市民活動や地域活動を支援するため、支援センター運営委員会と区役所が協働で、活動ノウハウを学ぶセミナーや活動団体の相互交流の機会を提供する事業、定年前後の区民を対象に仲間づくりや地域活動へ参加するきっかけとなる講座等を実施します。					
		支援内容	専門家・人材派遣/物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 運営委員会は、自主事業、生涯学級、地域の国際交流、ちょっと先生、広報・情報の5部会で構成され、自主的に事業の企画・運営を行います。事業は予算内で実行委員会に委託又は区が直接執行。					
		要件	緑区内に事務所及び活動場所を有する団体 市民活動、地域活動を始めたい区民					
		問合せ	緑区地域振興課	TEL	930-2238	FAX	930-2242	
		URL	http://www.city.yokohama.lg.jp/midori/70shisetu/71midream/					

128	南区	事業名	南区地域福祉保健計画 チャレンジ支援事業	分野	福祉全般	募集時期	支援内容参照	
		概要	事業の立ち上げ・拡大等に要するスタートアップ経費(物品購入経費等)で、1団体につき10万円以内とし、交付団体数は予算の範囲内とします。(ただし、助成金額は申請対象の総事業費の50%を超えない範囲であること)					
		支援内容	活動助成・融資等 ・活動経費の助成(上限:年間10万円、助成金額は申請対象の総事業費の50%を超えない範囲であること) ・第2期南区地域福祉保健計画の推進に寄与する事業の立ち上げ・拡大等に要するスタートアップ経費(物品購入経費等) ※募集時期…H25年5月					
		要件	(1)主な活動場所が南区内であり、「第2期南区地域福祉保健計画」の推進に向けた活動を新たに実施・拡大しようとする市民団体等 (2)「第2期南区地域福祉保健計画」の推進に寄与する事業で、自主的・継続的に行うもの(公的サービス事業と重複する事業を除く) (3)1団体につき1回のみ ※詳細はお問い合わせください。					
		問合せ U R L	南区福祉保健課運営企画係	TEL	743-8267	FAX	721-0789	http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/40kusei/43project/430709.html
129	南区	事業名	さくらプロジェクト	分野	環境	募集時期	随時	
		概要	さくらボランティアや区民と協働で、南区の花「さくら」の保全・普及・活用を促進します。					
		支援内容	活動助成・融資等/物品支給・貸与/相談・情報提供・その他 ・さくらの保全に係るもの(予算内) ・名木指定された桜の樹木診断・治療(総額の75%まで) ・ボランティアへの物品支援 ・愛護会へのコスモスの種配布					
		要件	南区さくらボランティアの会、公園愛護会					
		問合せ U R L	南区区政推進課企画調整係	TEL	743-8127	FAX	712-0404	http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/40kusei/50sakura/
130	南区	事業名	緑のカーテンプロジェクト	分野	環境	募集時期	4～5月	
		概要	ヒートアイランド対策や地球温暖化防止に寄与する緑化推進や脱温暖化行動の普及啓発活動を進めます。また、これらの取組を通して節電意識を高めます。					
		支援内容	物品支給・貸与/相談・情報提供・その他/専門家・人材派遣 ・緑のカーテン栽培物品の支援 ・緑のカーテン普及啓発イベントの実施 ・緑のカーテン栽培テキストによる情報提供					
		要件	南区民、保育園、学校等の公共施設					
		問合せ U R L	南区区政推進課企画調整係	TEL	743-8127	FAX	712-0404	http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/40kusei/51midori/
131	南区	事業名	みなみ・ちからアップ補助金	分野	市民活動・ 地域活動全般	募集時期	支援内容参照	
		概要	自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携して行う、地域力向上・地域課題の解決にむけた継続的な取組を支援します。					
		支援内容	活動助成・融資等 ・活動経費の補助(補助金額は補助対象経費の10分の9を限度とします) ・地域の課題解決の取組に必要な運営・活動に要する経費 ※募集時期…H25年5月					
		要件	南区内で、地域の課題を解決しようとする意思のある自治会町内会と団体が、2つ以上連携しているもの。かつ、民主的な意思決定を通して、地域課題の解決に向けた継続的な取組を行っている、又は行おうとしているもの。 ※詳細はお問い合わせください。					
		問合せ U R L	南区区政推進課地域力推進担当	TEL	743-8126	FAX	712-0404	http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/40kusei/49tiikiriyoku/490013.html

平成 25 年 5 月 17 日
保土ヶ谷区 区政推進課
市民局 市民活動支援課
ほ도가や 人・まち・文化振興会

横浜市市民協働条例の事業提案に基づく市民協働事業 第1号!!

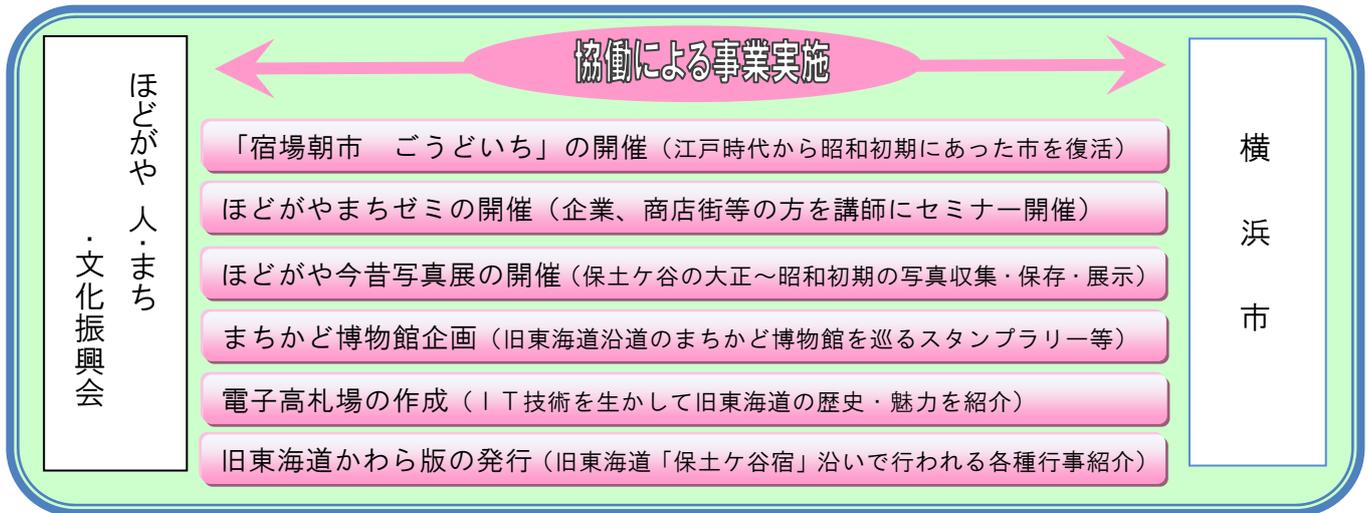
平成25年4月1日に施行された「横浜市市民協働条例」の第 10 条(市民等からの市民協働事業の提案)に基づく、**横浜市初の協働契約が「ほ도가や 人・まち・文化振興会」(※)と横浜市の間で締結され、市民協働事業として実施することになりました。**

この事業は、「ほ도가や 人・まち・文化振興会」から保土ヶ谷区に「保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道のにぎわいづくり事業」と題した市民協働事業の提案があり、双方で役割分担をしながら協働して事業を実施することになります。

(※「ほ도가や 人・まち・文化振興会」とは、保土ヶ谷区内で活動をしている区民団体のネットワーク組織。構成団体は、まちづくり、歴史、子育て支援、地産地消など多岐にわたるテーマで活動しています。詳細は裏面参照。)

<市民協働事業の概要>

- 協働契約名：「保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道のにぎわいづくり事業」
- 協働契約内容：



- 協働契約締結者：
「ほ도가や 人・まち・文化振興会」代表 羽根 一男 ・ 横浜市長 林 文子
- 協働契約締結日：平成 25 年 5 月 17 日 (金)

<協働イベント第1弾!～宿場朝市 ごうどいち～>

添付資料あり (チラシ)

- ◎日時:平成 25 年6月2日(日)・7月7日(日)10:00-12:00
- ◎内容:江戸時代から昭和20年代まであった市を復活。区内のとれたて新鮮夏野菜の直売、保土ヶ谷宿名物の直売、保土ヶ谷駅周辺の今昔写真の紹介など
- ◎場所:保土ヶ谷駅西口商店街 北川製粉中庭(保土ヶ谷区帷子町 2-82)
<アクセス> JR保土ヶ谷駅西口より徒歩約5分
【当日ご取材いただける場合の連絡先】 保土ヶ谷区 区政推進課 田並、村上 334-6374

お問い合わせ先

保土ヶ谷区 区政推進課 長 大庭 伸仁 Tel.045-334-6220
市民局 市民活動支援課 長 高嶋 賢一 Tel.045-227-7967
ほ도가や 人・まち・文化振興会事務局 兼弘 彰 Tel.045-335-7164

【参考①】横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月 25 日条例第 34 号）抜粋

（市民協働事業の提案）

第 10 条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の要否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。

【参考②】ほどがや 人・まち・文化振興会の概要

少子高齢化、子育て世代の孤立化、地元商店街の衰退などの地域課題に対して、他の市民活動団体、企業、個人、行政等と連携・協働し、魅力ある地域まちづくり事業を行うことで、より良いまちをつくっていくことを目的とし設立されました。

さまざまなテーマで活動している区民団体や企業、行政等と連携しながら、保土ヶ谷区の人とまちと文化を活かし、多世代が身近な地域資源に日常生活の中で積極的に親しみ、来街者が歩いて楽しめる「大好きな街」となるよう魅力づくりを進めています。

区内の市民活動団体等(旧東海道等の歴史に関係する団体、まち歩きの団体、まちづくりに関わる団体、地産地消の推進、子育て支援や高齢者支援等の団体など)総勢約 30 名で活動しています。

活動は、3つの部会に分かれて行っています。

○歴史まちかど賑わい部会・・・旧東海道等の歴史などを活かしたまちづくり

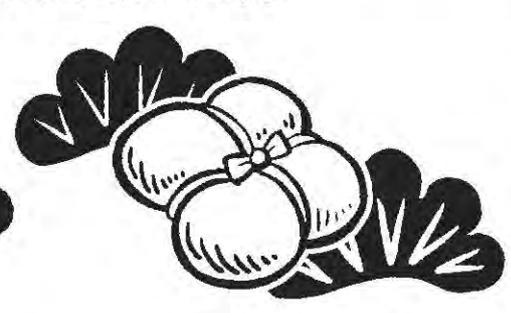
○朝市街道部会・・・農的資源を活かした地産地消の推進
(朝市街道の企画実施など)

○多世代交流部会・・・子ども・子育て世代・高齢者の交流

江戸時代から昭和20年代頃まであった「ごうどいち」(神戸市)が現代風に復活
 6月から旬を迎える保土ヶ谷の夏野菜! 保土ヶ谷宿ならごはの名物なども登場。
 ぜひこの機会に、宿場朝市で“地もの”の旬を味わおう!

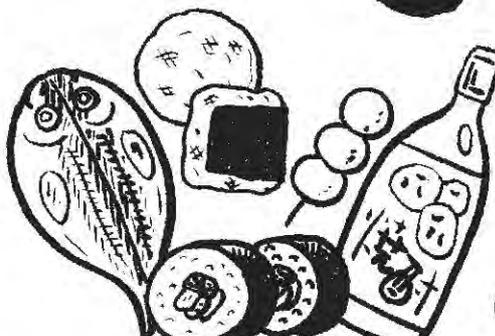
宿場朝市

ごうどいち

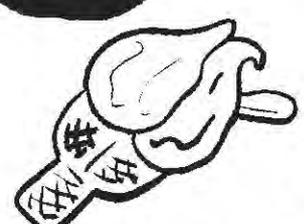


保土ヶ谷ご
地産地消!

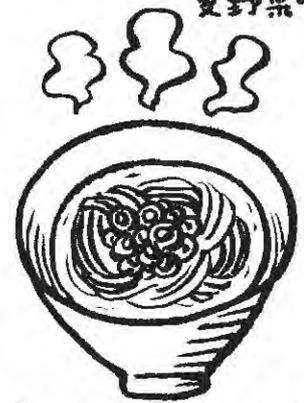
保土ヶ谷の新鮮とれたて
夏野菜・玉子



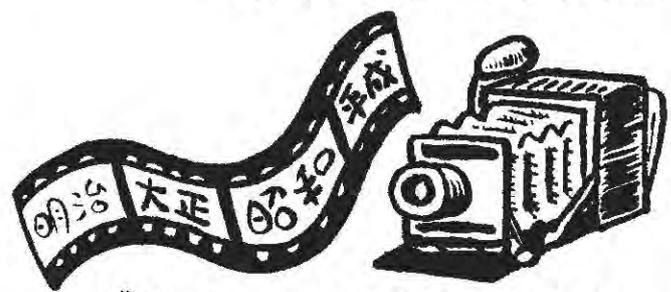
海産物や保土ヶ谷宿名物



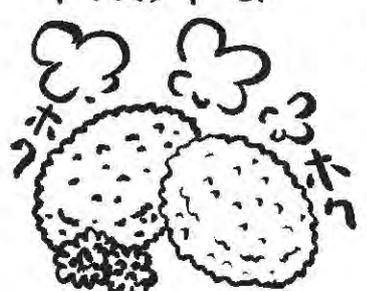
しぼりたて牛乳でつくった
アイスクリーム



宿場そば(手打ち)



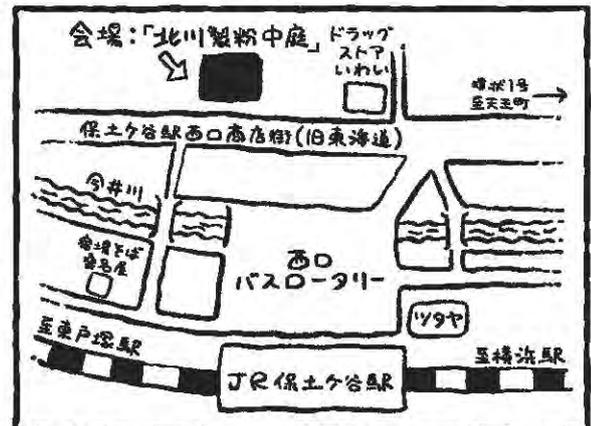
昔なつかしい保土ヶ谷駅周辺や
保土ヶ谷駅西口商店街付近の今昔写真を展示



が4つ2位
ミオミのコロケも登場

※売切れ次第終了となりますので、ご了承ください。

◎開催日時◎ ※荒天中止
 初回 6月2日(日) AM10:00~12:00
 第2回 7月7日(日) AM10:00~12:00
 ◎開催場所◎
 保土ヶ谷駅西口商店街「北川製粉中庭」保土ヶ谷区帷子町2-82





地域(区連会)を含めた三者
契約は、横浜市で初！！

平成 25 年 9 月 13 日
港南区地域振興課

区連会、区役所、NPO法人の三者が協働で、 地域づくりを担う人材を養成

協働の地域づくりのための学び合いの場「学び舎ひまわり」開講

港南区連合町内会長連絡協議会、港南区役所、認定NPO法人市民セクターよこはまは、誰もが「住んでいてよかった」と思えるまちづくりを目指し、「協働による地域づくり」を推進するため、三者がそれぞれの知識や経験を提供し合い、協働して進める、市民協働事業「学び舎ひまわり」を実施します。

地域で活動する区民と区職員と一緒に学び合うことで、自然や施設等の地域の資源を活かし、様々な経験とノウハウを持つ住民の力を結集し、お互いが協力しながら、課題を解決する力を養います。

☆平成 25 年 9 月 19 日から翌 2 月まで。全 6 回。

☆講義・事例紹介、グループワーク、現地見学ほか ※詳細は裏面を参照

1 事業の背景

少子高齢化が進む中で、安全安心の確保や隣近所の支え合いの重要性がますます大切になっています。そうした地域の課題に対応できる地域の人材や、その方々と一緒になって課題に向き合える職員の育成が求められています。

2 特徴①学び合いの場 ～地域の担い手と区職員が同じテーブルで学び合います～

学び舎ひまわりは「地域づくりの学び合いの場」をコンセプトにしています。

自治会町内会活動経験のある人、民生委員等の委嘱委員、ボランティア経験のある人、地域づくりに携わる区職員など、様々な経験を持つ参加者が、協働の地域づくりをともに目指すパートナーとして、自らのこれまでの経験や想いを持ち寄り、同じテーブルで一緒に学び合います。

3 特徴②三者による覚書・協働契約を調印

区連会、区役所、NPO法人というそれぞれの主体が、目的を共有し、それぞれが持つ資源を出し合い、対等な関係のもとに事業を進めます。また、その事を三者で確認するため、覚書及び協働契約を締結します。地域(区連会)が入った三者による協働契約は横浜市で初めてになります。

《覚書及び協働契約 調印式》

日時：平成 25 年 9 月 19 日(木) 12 時 40 分から 場所：港南区総合庁舎 2 号会議室

出席者：校長：高森 政雄氏(港南区連合町内会長連絡協議会)、副校長：大貫 一幸(港南区長)

中野 しずよ氏(認定NPO法人市民セクターよこはま理事長)

裏面もあります

お問い合わせ先

港南区地域振興課長 栗原敏也 Tel 045- 847-8390

【プログラム】

第1講	9月19日(木) 13:30~16:30 【会場】港南中央地域ケアプラザ	開講式「まちを知ると、もっと好きになる①」
第2講	10月28日(月) 13:30~16:30 【会場】港南区福祉保健活動拠点	「まちを知ると、もっと好きになる②」
第3講	11月24日(日) 10:30~16:00 —	「地域づくりの五つの手順」を学ぶ ～泉区下泉住宅 現地見学～
第4講	12月8日(日) 10:30~16:00 —	担い手の開拓・人材登用について学ぶ ～栄区湘南桂台 現地見学～
第5講	2月1日(土) 9:30~16:30 【会場】港南区役所別棟会議室 201・202	地域活動を紹介する、地域活動のプランを考える
第6講	2月26日(水) 15:00~19:30 【会場】港南公会堂	卒業式・交流会

【講師】

山路 清貴氏 (NPO法人 横浜プランナーズネットワーク前理事長) ほか

【参加者】

- ① 単位自治会町内会会長および役員
- ② 民生委員・児童委員など各種委嘱委員
- ③ 地域で活動するボランティア
- ④ 地区担当職員など地域づくりに携わる港南区職員。

【取材について】

調印式及び、開講式は取材を受け付けます。取材を希望される方は、事前に御連絡のうえ、当日直接会場にいらしてください。



※写真は開催イメージです。

平成 25 年 10 月 31 日
市民局市民活動支援課

そうだ！NPOに聞いてみよう！

～認定・指定NPO法人による相談窓口を開設します～

活動のイメージ
が見つからない

そんなあなたに！

活動現場を見
てみたい



横浜市内にある認定・指定NPO法人のうち5法人が、それぞれの専門分野や、これまでに培った活動のノウハウを活かして、これから市民活動を始めようとする団体や、既に活動をしている団体の事業運営等に関する相談窓口を平成 25 年 11 月 1 日から開設します。

この事業は、横浜市民協働条例第 12 条に基づく協働契約を締結した「市民協働事業」となります。

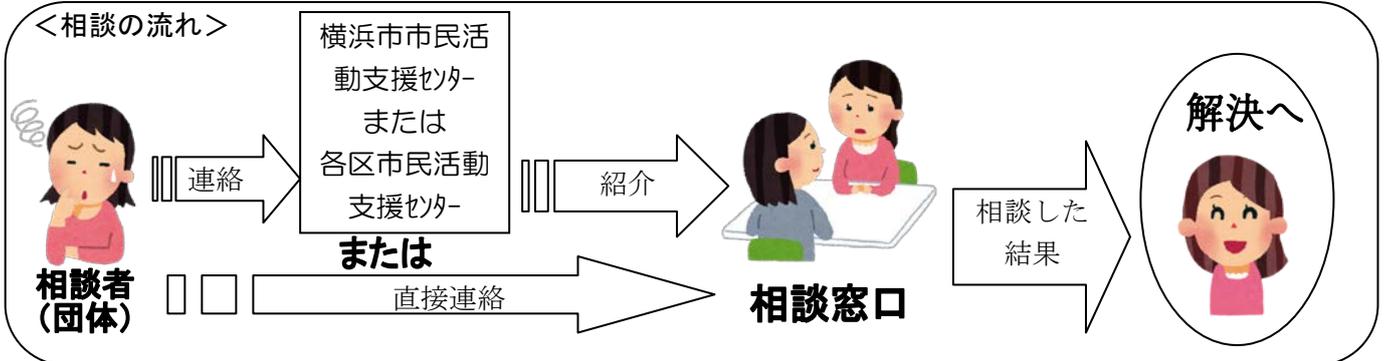
☆市民協働事業とは

市民等と行政が社会的課題・地域的課題を解決するため、お互いの利点を活かして、相互に補完し、協力することで相乗効果をあげながら協働で取り組む事業のうち、協働契約を締結したもの。

<相談窓口の開設期間>

平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

<相談の流れ>



<相談窓口となる法人（50音順）および相談分野>

法人名称等	相談分野(抜粋) ※詳細については参考資料1参照
特定非営利活動法人 アクションポート横浜 中区山下町 25-1 上田ビル 401 号	企業の社会貢献活動に関すること
特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー 磯子区東町 9-9	青少年支援・自立支援活動に関すること
特定非営利活動法人 さくらんぼ 瀬谷区三ツ境 10-6 コスモビル	保育・子育て支援事業に関すること
特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 中区太田町 4-49 NGS 横濱馬車道ビル 802 号	NPO・地域活動に関すること
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹 金沢区富岡東 1-10-12	家事・介護等の生活支援事業に関すること

お問合せ先

市民局市民活動支援課長 高嶋 賢一 Tel 045-227-7967

<相談窓口となる法人の概要>

法人名称等	主な事業内容
<p>指定NPO法人</p> <p>特定非営利活動法人 アクションポート横浜 (代表理事：昌子住江・ 婁安・岡部友彦) Tel: 045-662-4395</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜サンタプロジェクト 「サンタになって笑顔を届ける」をコンセプトに企業やNPOなどが連携し、実施するプロジェクト。 ●横浜アクションプランナー 20代、30代の社会人が集まり、横浜を盛り上げる事業などを実施する横浜型プロボノプロジェクト。 ●NPO インターンシップ事業 大学生がNPOにインターンシップを行うプロジェクト。 
<p>認定NPO法人</p> <p>特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー (理事長 渡辺 克美) Tel:045-761-0167</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校・ひきこもりなど生きづらさを抱えた青少年・若者の支援 相談・訪問・居場所の提供・学習支援 不登校支援・よこはま南部ユースプラザの運営。 ●自立援助ホーム 児童相談所が認めた対象者に、共同生活をしながら、それぞれの自立に向けて「働く」をサポート。 ●地域の子育て支援・青少年支援 子育てスポットくすくす・ぽによぽによ学童クラブ 金沢区青少年の地域活動拠点カナカツ・その他 イベントの開催 
<p>指定NPO法人</p> <p>特定非営利活動法人 さくらんぼ (理事長 伊藤 保子) Tel:045-367-7224</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜保育室運営に係る事業 横浜保育室（区内4か所）の運営 ●子育て支援に係る事業 家庭的保育室（区内2か所）及び地域子育て支援拠点の運営・乳幼児一時預かり事業・親子のつどいの広場事業・個別サポート事業 ●こどものたまり場事業 横浜市放課後児童健全育成事業（学童クラブの運営） 
<p>認定NPO法人</p> <p>特定非営利活動法人 市民セクターよこはま (理事長 中野 しずよ) Tel:045-222-6501</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO・市民活動の組織運営や実務・協働に関する相談対応・講師派遣 ●地域活動支援事業 地域人材養成「よこはま地域づくり大学校（本校・分校4校）」、地域づくりのコンサルティング、まちかど（認知症）ケア事業など ●福祉サービスや指定管理者第三者評価事業 
<p>指定NPO法人</p> <p>特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹 (理事長 關 富美子) Tel:045-776-2802</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家事・介護・保育等の生活支援や配食サービス ●介護保険法に基づく事業 訪問介護、介護予防訪問介護、居宅介護支援、通所介護等 ●障がい者総合支援法に基づく事業 同行援護、移動支援など 

そうだ！NPOに聞いてみよう！

〇〇の分野で活動してみたいけど、どんなことをすればいいのかわからない



指定・認定 NPO 法人になるメリットを現場目線で聞いてみたい



同じような分野で活動している法人の現場を見てみたい



そんなあなたに！

横浜市の指定・認定NPO法人が相談に乗ります！

<相談窓口となる法人> ※詳細は裏面に記載

法人名	相談分野（抜粋）
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	企業の社会貢献活動に関すること
特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー	青少年支援・自立支援活動に関すること
特定非営利活動法人 さくらんぼ	保育・子育て支援事業に関すること
特定非営利活動法人 市民セクターよこはま	NPO・地域活動に関すること
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹	介護等の生活支援事業に関すること

<相談窓口の開設期間>

平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

<相談の流れ>



相談者
(団体)

連絡

横浜市市民活動支援センター
または
各区市民活動支援センター

または

直接連絡

紹介



相談した
結果

相談窓口

解決へ



※相談をする際には、各相談窓口にも必ず連絡をするようお願いします。

NPO 法人に関する総合的なご相談につきましては、横浜市市民活動支援センター (Tel:045-223-2666) でも受け付けておりますので、併せてご利用ください。

【事業に関するお問合せ】横浜市市民局市民活動支援課

Tel:045-227-7915 Fax:045-223-2032 Email: sh-nobi2@city.yokohama.jp

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shikatsu/>

相談窓口の詳細(※50音順)

特定非営利活動法人アクションポート横浜

中区山下町 25-1 上田ビル 401 (担当: 高城)
Tel: 045-662-4395
E-mail: info@actionport-yokohama.org
(年末年始・祝祭日除く月曜から金曜の 10:00~18:00)
<主な活動内容>
●企業の社会貢献活動及びNPOとの連携サポート
●プロボノ(若手社会人)によるNPOの広報サポート
●大学生に向けたNPOへのインターンシップ事業
☆法人 URL: <http://actionport-yokohama.org/>

指定NPO法人

こんな相談待ってます!

- ☆大学生・若手社会人のボランティア・プロボノ参加相談(参加相談や団体運営などについて)
- ☆企業の社会貢献活動及びCSR活動における活動相談(社会貢献活動をはじめたい、NPOと連携したい、活動を発展させたい、他社の事例やノウハウを知りたいなど)

特定非営利活動法人コロンブスアカデミー

磯子区東町 9-9 (担当: 福島)
Tel: 045-761-0167
E-mail: info@npocolumbus.or.jp
(年末年始・祝祭日除く月曜から金曜の 10:00~17:00)
<主な活動内容>
●地域の子育て支援・青少年支援
●自立援助ホーム
●生きづらさを抱えた青少年・若者の支援
☆法人 URL: <http://npocolumbus.or.jp/>

認定NPO法人

こんな相談待ってます!

- ☆若者支援の活動に関する事
- ☆地域の子育て支援に関する事
- ☆法人運営に関する事
- ☆関係機関や他団体とのつながりに関する事

特定非営利活動法人さくらんぼ

瀬谷区三ツ境 10-6 コスモビル (担当: 藤沼・立原)
Tel: 045-367-7224
E-mail: honbu@sakuranbo.or.jp
(年末年始・祝祭日除く月曜から金曜の 10:00~18:00)
<主な活動内容>
●保育事業に関する事
●子育て支援事業に関する事
☆法人 URL: <http://www.sakuranbo.or.jp/>

指定NPO法人

こんな相談待ってます!

- ☆保育事業・子育て支援事業内容に関する事
- ☆上記事業の開設相談に関する事
- ☆子育て中の仲間づくりとその活動展開に関する事
- ☆NPO法人運営に関する事

特定非営利活動法人市民セクターよこはま

中区太田町 4-49 NGS 横濱馬車道ビル 802 (担当: 東樹)
Tel: 045-222-6501
E-mail: info@shimin-sector.jp
(年末年始・祝祭日除く月曜から金曜の 10:00~17:00)
<主な活動内容>
●NPO・市民活動の組織運営や実務・協働に関する相談対応・講師派遣
●地域活動支援事業
●福祉サービスや指定管理者第三者評価事業
☆法人 URL: <http://www.shimin-sector.jp/>

認定NPO法人

こんな相談待ってます!

- ☆NPO・市民活動団体の運営や実務、協働に関する事(法人化や組織の作りかた、NPO法人会計基準に則った処理方法、行政や地域との協働方法について)
- ☆地域活動に関する事(地域づくりの在り方の事例について)
- ☆福祉サービス・指定管理者の第三者評価に関する事

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹

金沢区富岡東 1-10-12 (担当: 建石)
Tel: 045-776-2802
E-mail: arb@orange.plala.or.jp
(年末年始・祝祭日除く月曜から金曜の 9:00~17:00)
<主な活動内容>
●家事・介護・保育等の生活支援や配食サービス
●介護保険法に基づく事業
●障がい者総合支援法に基づく事業
☆法人 URL: <http://www.npo-arbre.io/>

指定NPO法人

こんな相談待ってます!

- ☆生活支援事業・介護保険法に基づく事業・障がい者総合支援法に基づく事業内容に関すること
- ☆法人運営のノウハウについて
- ☆NPO法人格を取得するメリットなど
- ☆指定NPO法人になるメリット(具体的に変わった点)など

The background features a large, abstract graphic design. It consists of various shades of blue and green circles, some with concentric rings, and some with diagonal hatching patterns. The circles vary in size and are scattered across the page, creating a dynamic and modern feel. A large, stylized blue shape, possibly representing a speech bubble or a large letter, is positioned in the upper left and middle sections of the page.

Let's

協働入門

私たちのまちにはいろいろ

みんなで子育てを応援したい



高齢者が安心して暮らせるまちにしたい



外国人の方々の暮らしをサポートしたい



な思いや課題があります

港北区「おやこの広場びーのびーの」

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域の中での子育ての知恵や経験を共有・入手することが難しく、周囲からの手助けを求めにくい状況がありました。

この課題に対して港北区内の、子育て真っ最中の親たち自身が「おやこの広場びーのびーの」(運営団体:NPO法人びーのびーの)を立ち上げました。

そして、自主的活動の2年後、横浜市の施策としてスタートした「親と子のつどいの広場事業」の補助を受けるようになり、その後、地域の子育て支援の核となる施設である「地域子育て支援拠点*」も受託するまでになりました。

*地域子育て支援拠点は、1区に1か所の施設として、区役所と運営事業者による協働事業で実施しています。拠点の運営には、当事者性や地域の運営事業者の強み、各区の特色がいかされています。



「港北区地域子育て支援拠点どろっぶ」
(運営団体：NPO法人びーのびーの)

NPO法人びーのびーの <http://www.bi-no.org/>
 親と子のつどいの広場 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/kosodate/tsudoinohiroba.html>
 地域子育て支援拠点 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/support/>

庄戸の元気づくり「交流サロン庄戸」



「交流サロン庄戸」で実施されている
「多世代交流サロン花木」事業

栄区庄戸地区は、昭和53年から入居が開始された住宅地で、開発から40年近くがたち、住民の急速な高齢化が進む地域です。高齢者の孤立が懸念される中、栄区役所が「地域住民のお互いの協力により元気で住み続けられるまちづくり」を目的とした地域の元気づくり事業を町会(自治会町内会)に提案しました。

そして、町会の協力と理解のもと、公募による「庄戸の元気づくり実行委員会」が発足、まちづくりコンサルタントも交えながら勉強会や組織づくりなどのプロセスを経て、空き家となった一軒家を借りて「交流サロン庄戸」の開設に至りました。

子育てサロンや多世代交流サロンをはじめ、現在では、あいさつ運動や各種イベント事業、学びの学援隊や暮らしの応援隊など、地域のニーズに応える取組が広がっています。

庄戸の元気づくり <http://www.ac.auone-net.jp/~ymrafiph/>

青葉区「外国人のための暮らしのガイド」

青葉区では、外国人の転入手続きなどの際に、その人に合わせた「外国人のための暮らしのガイド(やさしい日本語を含む6言語)」を配布しています。

このガイドは、「外国人市民に確実に情報を届けたい」との思いから戸籍課登録担当の職員が青葉国際交流ラウンジ(運営団体:横浜市青葉国際交流ラウンジ運営委員会)に相談を持ちかけたことがきっかけとなり、協働提案制度を利用して作成されました。

事業開始当初から継続的な事業となるよう検討し、国際交流ラウンジが外国人市民のニーズ把握や原稿の校正・翻訳を行い、戸籍課が関係機関・部署との連絡調整やとりまとめ、PRを行うなど、役割分担の仕組みをきちんと作り、職員の異動や協働提案制度終了後も継続されています。



「外国人のための暮らしのガイド」

横浜市青葉国際交流ラウンジ <http://aoba-lounge.sakura.ne.jp/>

これから協働をはじめるあなたへ

■ この冊子は…

キョウドウという言葉は初めて聞く方
協働で仕事をしなきゃ…でもどうやって!?
協働による取組について、スタートダッシュを目論むあなた

この冊子は、みなさんが感じている「戸惑い」を解きほぐし
「勇気」に変える一冊です。

前半は、
そもそもなぜ協働するのか？
協働することで生まれる効果は？
協働して取り組むと成果が上がりやすい分野などについて…

そして後半は、
地域の方々と協働して、課題に立ち向かうときの進め方や事例
あるいは、気を付けておくべきポイントなどを紹介します。



■ 例えばこんな使い方が…

- 市役所に入って、キョウドウっていうコトバを覚えてもらったので、もっと勉強したい。
→この本を使って、協働の意義や進め方について勉強できます。
- 新しく区役所に入ってきた職員に協働研修を行うことになった。
→庁内で協働について研修するときのテキストにお使いください。
- 仕事で地域の方々と協働で事業を実施するときの道しるべとして…



Contents

■ 私たちのまちにはいろいろな思いや課題があります……………	P1
■ これから協働をはじめるあなたへ……………	P3
■ 協働ってなに？……………	P4
■ 協働のすすめ方	
協働してまちの課題に取り組むために……………	P10
まちの課題解決基本プロセス……………	P11
協働のポイント……………	P15
■ あなたの協働をやさしくサポート……………	P17
■ コラム	
協働を進めるための二つの条例と基本指針……………	P9
区役所が地域や学校と汗をかくことにより地域が動く……………	P16

協働ってなに？

Q1 協働ってそもそもなんですか？

A1 協働とは、市民と行政などが、お互いの利点をいかして、課題の解決を図るための手法です。



現在、地域のまちづくり、高齢者福祉、子育て支援、環境問題など様々な分野において「協働」による取組が行われており、地域社会を考えていく上で、「協働」が一つの重要なキーワードとなっています。

横浜市では、平成24年度に改訂した『協働推進の基本指針』で、「協働」を「公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」…としています。

■「異なる主体」って？

「異なる主体」というのは、例えば「市民活動団体と行政」とか「企業と行政」とか「市民活動団体と企業」など、別々の主体です。自治会町内会のような地域組織と、一定のテーマを持って活動する市民活動団体・グループとの協働など、団体同士の協働も当てはまります。

■「相乗効果」って？

「相乗効果」は、お互いの特性や得意分野をいかしながら事業を進めることで生まれるものです。その際、それぞれが自発的・自主的に協働する必要があり、どちらかが一方的にお願いする関係やお互いの自立を認めない関係では、相乗効果はあがりません。

※市民活動団体

市民の自発的な意思に基づき、よりよい社会づくりのために非営利で公益的な活動を行う団体。

【協働イメージ図】



詳しくは協働推進の基本指針を参照してください。 <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jourei/sisin/sisin.html>



私たちのまちを自らよりよいものにしていくために「協働」があるんじゃ。また、協働により参画する人々の自己実現が図られることでサービスの受け手も担い手も一緒に満足度が高まる高まる…。協働で手を携えて進めて行くことが、今後のまちづくりに必要とされておるんじゃぞ。

Q2 なぜ協働が必要なの？

A2 少子・高齢化などで、課題が多様化・複雑化しているため、行政だけ、または市民だけで課題を解決していくには限界があります。そこで、それぞれの強みをいかした協働の取組が必要となります。



私たちの横浜は、もともと市民活動が活発なまちです。特に、行政だけに任せるのではなく、市民が主体となったまちづくりの先進事例が長い間培われてきた歴史があります。

その中で、少子・高齢化や人口減少、単身世帯の増加などにより、公共的なサービスへのニーズは今後も拡大するとともに多様化・複雑化していきます。また、マンション開発などにより局地的に人口が急増する地域や、早い時期の住宅開発で人口減少が進行する地域があるなど、地域によってまちづくりの課題が異なるため、生活圏ごとの解決方法が必要となっています。

そこで、市民と行政とが、お互いによいところを持ち寄って、一緒に住みよいまちを作っていく、という「協働」が、これまで以上に重要となっています。

Q3 協働でどのような効果が期待できるの？

A3 お互いの特性や得意分野をいかすことで、アイデアが豊富になったり、事業が円滑に進みやすくなります。また、お互いのネットワークを活用して、幅広い事業展開ができ、課題解決に向け高い効果が発揮されます。



これまでの行政による公平で均一的なサービス提供では、多様化・複雑化した地域的・社会的課題に対応していくことには限界があります。一方で、自発性・自主性に基づく市民活動は、必要なところから、身近なところから、できるところから、どこからでも取り組むことができます。

市民は、日々の暮らしの中や、地域との関係性の中で気づいた課題について、地域の中で解決していくこと、そして、行政は、広く公共性・客観性を持った視点や、公共を担ってきた経験をいかし、市民とともに課題解決に取り組むことが求められています。

市民から協働の提案があった場合は、間口を狭めて断るのではなく、その提案によって地域的・社会的課題にどのような効果があるのか、提案者と一緒に考えてみることも必要だぞ。なぜなら、協働することでより高い効果の発揮が期待されるからじゃ。



Q4 協働にふさわしい分野は？

A4 協働にふさわしい分野は、下の例などがありますが、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。



協働にふさわしい分野の例

1 当事者性を重視したきめ細かい対応が必要な分野

子育て支援、青少年の育成、高齢者介護の支援、要援護者の見守り、健康づくり など

2 地域社会の主体的な取組が必要な分野

防犯・防災、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題への対応、地域の活動拠点の設置・運営 など

3 専門性が求められる分野

芸術・文化、DV（ドメスティック・バイオレンス）問題、人権の擁護、外国人への支援、市民活動への中間支援 など

4 地域全体の合意形成が必要な分野

まちの環境を守るためのまちのルールづくり、地域のまちづくりプラン など

5 参加する市民の自己実現が図られ、コミュニティの形成に資する分野

生涯学習の支援、地域スポーツの推進 など

まず、「公共」＝「行政」では、ありません。「公共」を行政以外が担ってきた例も多くあります。これまで行政が「公共」と考えてきた分野以外にも、それぞれの主体が新たに公的な分野を創出し、公共的なサービスとして、生み出しています。

Q5 協働するときの関わり方は？

A5 協働の領域は、様々な関与の仕方や程度があります。これまでの実践や検証などから、よりふさわしい関わり方を適宜考えていく必要があります。



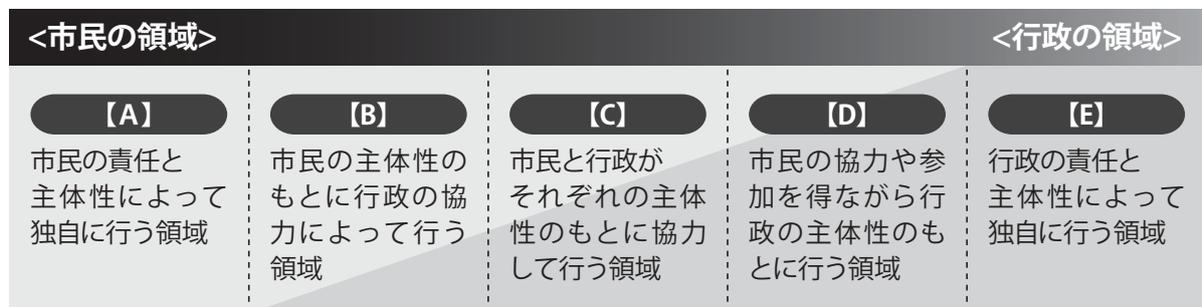
協働の領域として、公共的なサービスの提供には、市民が主体的に担うもの、行政が主体的に担うもの、市民と行政が協力して担うものがあります。協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。これまでの実践とその検証を踏まえながら、協働にふさわしい関わり方を考えていく必要があります。



市民の活動と行政との関係には、様々な関わりがあり、単純化すると下の図のように考えられるぞ。

実際には、市民の領域【A】から行政の領域【E】の境界ははっきり分けがされているものではなく、時代や社会の変化、市民ニーズなどで、境界そのものが常に揺れ動いているんじゃ。

【協働の領域図】



市民活動と行政の協働

(平成11年3月、横浜市市民活動推進検討委員会報告書)



Q6 協働を進める際の原則は？

A6

協働は、それ自体が目的ではなく手法です。そこで、形よりも進め方が重要になります。協働の進め方の原則を定めた「横浜コード」は、全国的にもよく知られています。横浜コードでは、「協働の6原則」が定められています。協働を進める際に、お互いがこの原則を尊重することが必要です。



《協働の6原則》

- 1 対等の原則 ▶ 市民活動と行政は対等の立場に立つこと
- 2 自主性尊重の原則 ▶ 市民活動が自主的に行われることを尊重すること
- 3 自立化の原則 ▶ 市民と行政、双方が自立した存在で協働を進めること
- 4 相互理解の原則 ▶ 市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと
- 5 目的共有の原則 ▶ 協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること
- 6 公開の原則 ▶ 市民活動と行政の関係が公開されていること

横浜コード「横浜市における市民活動と協働に関する基本方針」（平成11年3月 横浜市民活動推進検討委員会報告書において提唱）

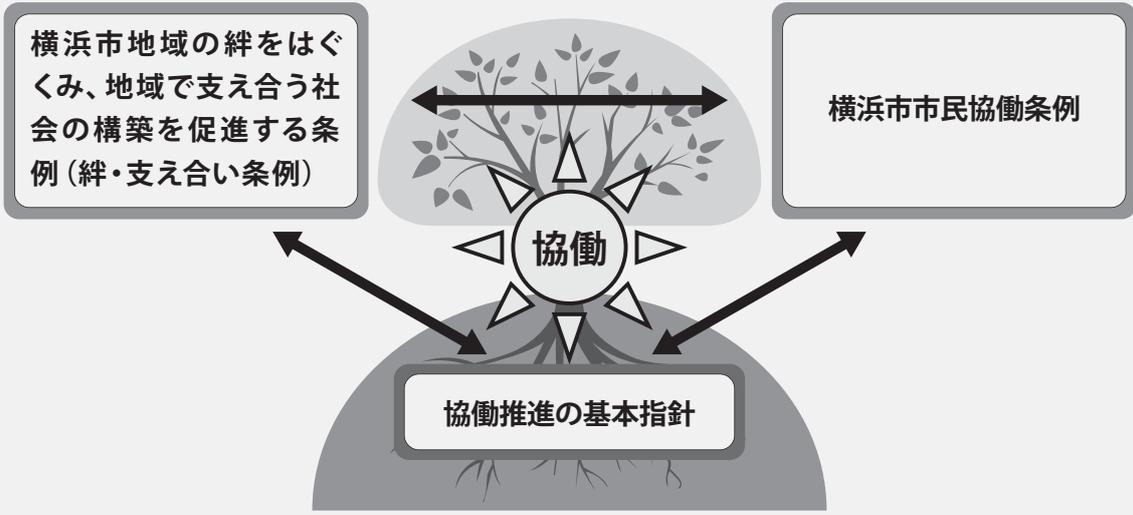


まずは、あまり難しく考えず、とりあえず活動の現場に行ったり、相手の話を聴いてみたりすることを通じて、顔の見える関係づくりから始めてみるのも良いと考えるぞ。一人でがんばるよりも、みんなでがんばった方が楽しいし、成果もあがるはずじゃ。

横浜市には、協働を進めるための基本事項を定めた二つの条例と協働の進め方などを示した基本指針があります。横浜市では、それらの趣旨や考え方を、市民と行政が共有しながら協働を進めています。

大都市ならではの課題解決のため、自治会町内会活動を中心に自助・共助を基本とし、市民と行政が対等の立場に立って地域課題や社会的な課題に協働して取り組むという理念を定めた条例。
市民や事業者の役割、市や市職員の責務、施策の基本方針等について規定されています。

市民等と横浜市が協働を進めるための横浜市の責務や基本事項等を定めた条例。
定義、市や市民等の責務、市民協働事業の提案制度、自主事業、協働契約書、中間支援組織等について規定されています。



公共的サービスを担う個人としての市民、市民活動団体・NPO、自治会町内会、企業、行政等様々な主体が、地域課題や社会的課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな取組や事業を創りだしたり、取り組むための横浜コードを踏まえた基本的指針を定めたものです。

協働してまちの課題に取り組むために

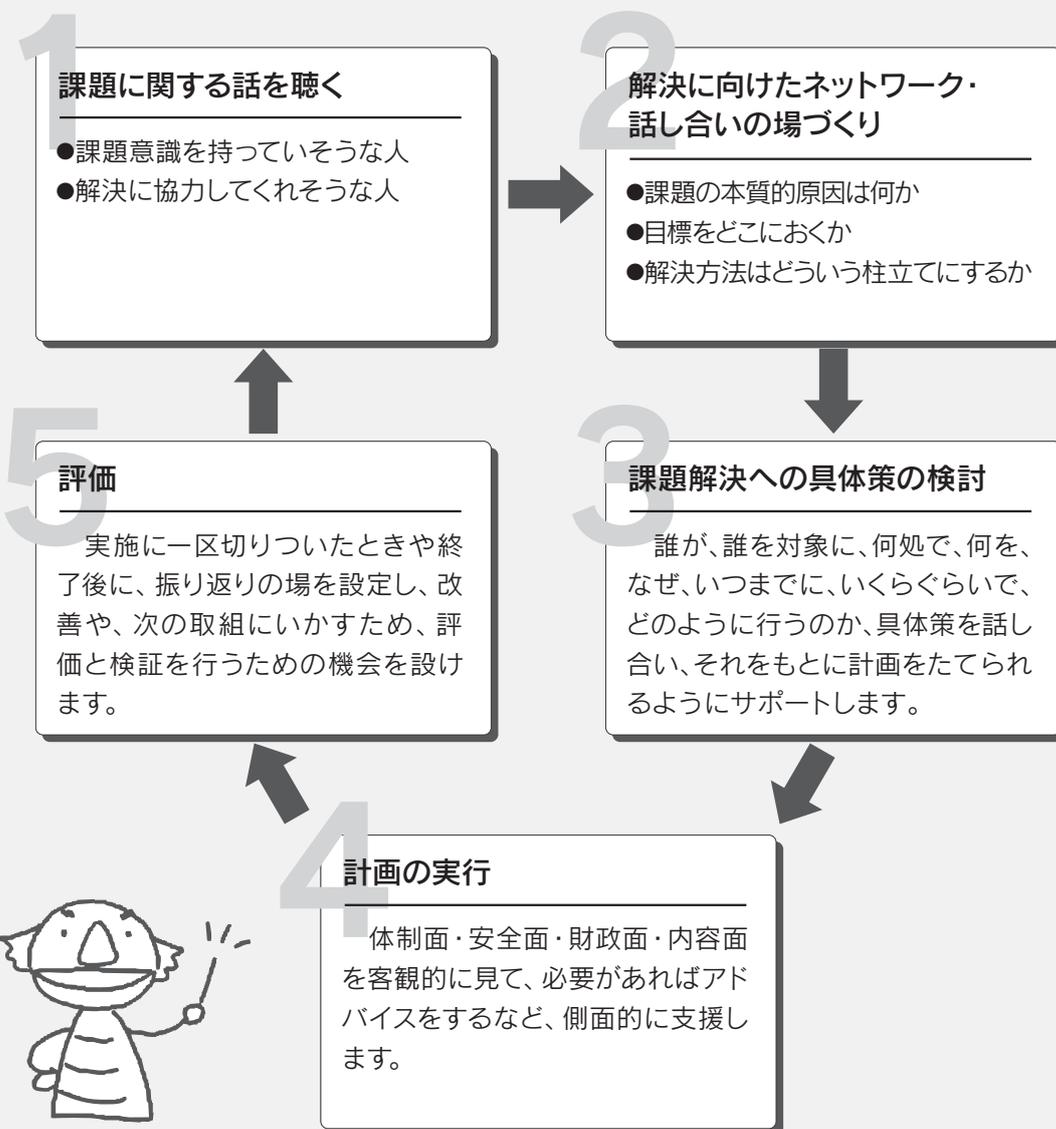
ここからは主に区役所をはじめとする行政職員や地域施設職員などが、地域の方々と協働して具体的にまちの課題に取り組む際の協働の進め方について説明するぞ。

個人や一団体、また制度だけでは解決の難しい課題も、ネットワークを組み、様々な主体が協働して取り組むことで、解決の道筋が見えてくるんじゃ。

下記の図はその簡単な流れを示したものじゃ。詳しいプロセスは次ページから紹介しているぞ。



まちの課題解決サイクル (協働型)



まちの課題解決基本プロセス(地域の住民と行政職員等の協働型)

地域の課題解決に取り組む行政職員等は、課題解決のためのネットワークづくりや協働のきっかけをつくるのが、とても重要な役割となります。

課題解決の主体はあくまで地域の方々ですので、行政等の主導にならないよう「一緒に取り組む」姿勢で臨むことが大切です。

1

課題に関する話を聴く

1

これから課題解決に取り組もうとする地域の状況について、他の関係する部署や地域施設（地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、生活支援センター、地域子育て支援拠点等）などに話を聴きます。そうすることで、その地域の背景や課題について詳しい当事者などがわかり、課題解決が進めやすくなります。場合によっては、連携して事業を進めることもあります。



2

課題について詳しい当事者や日頃から接点のある関係者から直接話を聴くことで、リアルな「困った」がわかります。また「これまで解決に向けどのようなことをしてきたか」を聴くことで、自治会町内会や民生委員・児童委員など様々な地域活動をしている人や、テーマ型の市民活動団体、地域施設職員、商店主などの中から、課題解決に向き合っているキーパーソンが見えてきます。

3

上記で名前があがったキーパーソンなどを中心に、その地域で、課題解決に取り組んでいる人の考えをよく聴きます。

4

様々な話を聴いたなかで、課題についての取組が行われていない場合もありますが、「話を聴く」ことから始めることで、「課題について地域の方々考えるきっかけ」となり、さらに、行政等が継続的に関わることで、「解決すべき課題」として、自覚が生まれるなど、今後の課題解決が進みやすくなります。

事例 神奈川区すくすくかめっこ事業

孤立しがちな親子を日常的に支える地域ぐるみの活動について、地域の方々とともに考えようと、子どもに関わる団体、組織、個人と区からなる「親がめ会議」を立ち上げました。

「親がめ会議」では、『まちぐるみで子育て・子育てを見守る場』の必要性が語られ、地域の方々にその必要性を説明しましたが、「必要なのは一部の人だけ」との意見がありました。

そこで、地域全体にアンケートを行い、一部の人ではなく、多くの人が親子で気軽に集える場所を身近に必要としていること、そして、地域でも乳幼児の子どもを持つ家庭を対象とした活動の必要性は感じていても、具体的な活動や方法がないことがわかりました。

このアンケート結果や研修会等で、地域の方々も「地域みんなの課題だ」と認識が変わり、さらに、新たな担い手を地域から掘り起こしができ、地域が主体的に取り組める活動として「親子のたまり場」（平成25年3月現在39か所）をスタートすることができました。

ここがポイント

- 区役所と子育て支援団体が一緒に考えられる機会
- 課題の確認・新たな担い手の掘り起こし
- 地域みんなの課題と認識するきっかけ



2 解決に向けたネットワーク・話し合いの場づくり



- 1 課題解決に向けてのネットワークづくりや、協働のきっかけづくりとなる、話し合いの機会を設定します。まず、話し合いを始める前に、課題解決に主体的に関わってくれそうなコアメンバーに集ってもらい、どのような方々に声をかければ良いか検討します。地域の方々はもちろん課題解決に関わる主体は様々なので、場合によっては行政職員や地域施設職員が、その公平・中立な立場性と業務で地域支援に取り組めるということをいかし、声かけ役・つなぎ役を担います。

事例

中区の地域防災拠点避難訓練を通じた 障害者地域作業所・グループホームと自治会町内会との協働

地域作業所やグループホームでは、災害で避難する際に手助けが必要となりますが、中区では、どのように手助けをするのが課題となっていました。

そこで、これらの施設と区社会福祉協議会がメンバーとなって、区役所と調整し、自治会町内会の方々に働きかけ、一緒に検討を重ねたことで、地域作業所やグループホームの方々も参加する避難訓練を行うことができました。

ここがポイント

- 防災・防犯は、協働しやすいテーマのひとつ
- 自治会町内会の方と課題を抱えている当事者が一緒に検討
- 課題によっては、すぐに解決ではなく数年かけて

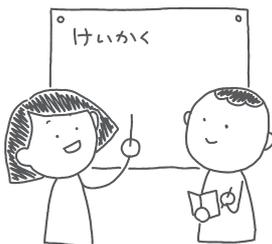


- 2 課題解決に向けたメンバーが決まったら、課題の現状を把握するために役立つような事例や、事業を進める際に知っておいた方がよい基礎的知識について、既存資料や他の成功事例実践者の話を聴くなど、一緒に学ぶ場を持ちます。

既存資料の例

当該地域の人口動態、高齢化率、その他統計調査、同じ課題やテーマに関わる他の地域の成功事例、地域課題解決の書籍等の参考文献など。

- 3 課題解決のために、その地域で実際にどのようなニーズがあるか、どうしたら解決につながりそうか、現場の声や学びの場の状況などをもとに仮説を立て、地域の方々と一緒に、課題に関係する当事者や、解決の担い手になってくれそうな方々へのヒアリングなどを行い検証します。



課題解決への具体策の検討

1

地域の方々を中心に具体策を検討します。基本は、6W2Hで考える
と実行に向け有効な具体策となります。誰が、誰を対象に、何処で、何を、
なぜ、いつまでに、いくらぐらいで、どのように行うのかを考えます。
また、地域の理解を得られるよう、活動を知らせるための広報、環境や安全面への配慮、事
業リスク等についても考える必要があります。

※行政職員や地域施設職員は活動が安定的に行えるよう、情報の提供を心がけます。例えば、「助成金な
どの支援制度」、「活動や集まれる場所」、「課題についての知識」、「活動をコーディネートするための
スキル」、「関わっていただける人材」などが具体策を検討するにあたり有用な情報となります。

※課題解決に向けての活動は、地域の方々为主体になることが重要であるため、行政は側面から支え、
やがては後方支援へと徐々に退く存在になることが望ましいです。そのことをはじめから十分認識しな
がら活動し、地域の方々にも伝えておく必要があります。



事例 金沢区さくら茶屋にししば

昭和44年から開発された地域で、高齢化が進んできた西柴団地の住民の有志は、「いつでも誰でも気軽にこられる場所」としてコミュニティカフェをオープンすることを目指しました。

そこで、市民自らが身近なまちのハード整備を行う際の助成事業である「ヨコハマ市民まち普請事業」（都市整備局）に応募し、2回のコンテストを経て整備助成対象提案に選ばれました。

実際の整備では、まちづくりの専門家や市のサポートを得ながら整備を行いました。特にコミュニティカフェの開設には、ハード整備の専門知識のほかに、継続的に活動していく仲間集めの知恵も必要なため、まちづくりコーディネーターの助言等を参考に具体策の検討を進めました。

このように、開設に向け協働で事業を進めることで、充実した内容でスタートを切ることができました。

ここがポイント

- 多くの地域でコミュニティの拠点づくりを望んでいる
- 専門的な知識も有効なサポート



協働のすすめ方

- 2 検討した具体策を、事業計画書・体制図（組織図）・予算などのかたちにしていきます。しかし、活動の組織体制などは、自然と向き不向きがわかってくるまでは、暫定的な役割や、数名の世話人などを決めて、合議で進めるなど、最初から固め過ぎないことが重要です。

事例 くらしまちづくりネットワーク横浜 ～東日本大震災復興プロジェクト～

東日本大震災が起こり、横浜市市民活動支援センター（以下センター）には市内のNPOなどから「何かできることはないか」、「継続支援はしたいが、自分たちだけでは難しい」などの声が寄せられました。

そこで、センターは岩手県大槌町に職員を派遣し、現地の状況を確認した上で、被災地支援のネットワークを横浜で立ち上げる準備会を呼びかけました。

センターは仮事務局を引き受け、仮代表で助成金を申請しつつ、合議での意思決定をサポートし、2か月後に正式な団体名、4か月後に代表者や会計担当が決まりました。

その後、毎月都合がつくメンバーで大槌町を訪問、復興ステージに応じた支援を続けることができています。

ここがポイント

- 時期や内容が重なって寄せられた要望はニーズの証し
- まずは先行リサーチ
- 助成金等の活動資金の確保は計画をかたちにするチャンス



4 計画の実行



計画の実行に際しては、地域の方々が主体的に活動できるよう、体制面・財政面・内容面を客観的に見て、気がついたことがあれば伝えます。

また、行政や地域施設の広報媒体、地域のミニコミ紙の活用や、ちらしの全戸配布などで、活動の周知を図ります。

さらに、活動に伴いイベントを企画する場合は、地域の方々を幅広く招くなどして、地域の中での活動がスムーズに受け入れられるよう多方面への配慮が重要です。

5 評価

計画実行後、一区切りついたときに振り返りの場を設定し、やってみてわかったことを出し合います。計画の方針や成果、課題などについて再確認し、共有します。

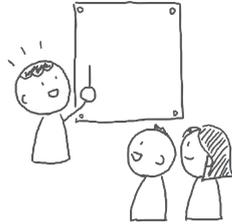
その上で改善すべきことや、次に対応が必要になりそうな事柄について話し合い、その結果を、計画の再構築や次の課題への計画にいかします。



協働のポイント

みんなが納得する決め方をする

【意見集約・意思決定の場づくり】



課題解決に関わるメンバーが納得できる決定の場をつくり「知らないうちに決まってしまった」とならないようにすることが大切です。少数意見も「なぜそう考えるのか」など、時間をかけて丁寧に意見集約を行う必要があります。正式な会議・打合せとは別の機会に本音を聞き出す場を設けるなどの対応が必要な場合もあります。

主体性がいかされる関わり方をする

【あくまで側面・後方からサポート】

一緒に協働する行政職員や地域施設職員などは、活動が長く続くように、活動内容を自分たちで決めていこうという地域の方々の主体性を引出すようサポートすることが大切です。



活動の意義や実態を発信し、地域の中で共有する

【広報活動で事業を軌道に乗せる】



計画や実施したことについて、地域の方々に知らせ、理解者や協力者、仲間をさらに増やしていくことはとても重要で、活動者のやる気にもつながります。

継続的な仕組みにする

【〇〇さんがいたからできた、で終わらせない】

課題への意識を共有すれば、活動継続への動機が生まれます。自治会町内会の協力が得られるように一緒に依頼に行ったり、助成金の申請や有料の活動の導入を促すなど継続的な活動となるような仕組みを後押しします。



成果や計画上の課題、これからの目標を共有する

【現場に積極的に行く】



活動が順調に進んでいても、協働する行政職員や地域施設職員などは現場に行き、話を聴いたり状況を把握しておくことが大切です。現場に行くことで、さらにメリハリがある活動になったり、ニーズ等の状況を知ることができます。また、計画を修正する機会やさらなる情報提供にもつながります。日頃のちょっとした関わりを継続することが重要です。



■ 背景

いわゆる「学校内での問題行動の増加」が全国的に問題となっていました。A区も例外ではありませんでした。学校は問題行動を起こす生徒に様々な対応策を実施するが効果が出ない。地域の方々は、問題を起こす生徒を目の当たりにしても、その親や学校の批判はするが自分たちに何ができるかわからない。生徒の問題行動は地域にも及び、大きな課題となりました。

■ きっかけ

平成20年に、A区役所に区職員として「地域元気推進員」（以下「推進員」という）が新たに設置され、学校の事情に詳しく、地域にも精通した中学校に勤務経験のある人が着任しました。そして、地域と学校と行政のつなぎ役としての活躍が始まり、区役所や学校の全面的な支援のもと、平成20年9月に、地域が主体となる団体「子どもの幸せを実現する会」（以下、「実現する会」という）が立ち上がりました。

■ 何をしたのか

推進員は、地域の中心の方々に、自分たちが子どものために何ができるのか、話し合うよう呼びかけ、自治会町内会長、青少年指導員、民生委員・児童委員、老人クラブ、PTA等で構成された実現する会と、学校、区役所や警察など行政が協働で取り組むよう調整しました。また、市の補助制度を活用し、校内にある地域交流室を活動スペースとして常設し、事務局スタッフを配置することができました。

実現する会の活動は、初めのうちは、授業中に廊下や外にいる生徒に声をかけながらの清掃、授業に参加しない生徒への学習支援、登校時の校門でのあいさつ運動、登下校時の見守り活動や地域のパトロール等でした。

その後、徐々に生徒との信頼関係を築くことができ、生徒に「地域の大人に見守られている」という意識が生まれてきました。地域の方々と生徒が顔見知りになり、あいさつを交わす関係ができたのです。推進員だけでなく区役所（地域力推進担当）の職員が、地域や学校と一緒に汗をかいて実現する会の活動を支援したことで、地域や学校から大きな信頼を得ることができました。

■ 今、何をしているのか

現在は、校内が落ち着きを取り戻しているため、「抹茶の会」や「折り紙教室」などの文化活動、週2回の校門でのあいさつ運動、校内花壇の整備、地域での見守りあいさつやパトロール、公園の清掃や花壇整備などが中心の活動になっています。



あなたの協働をやさしくサポート



協働で困ったとき
誰か相談にのってくれますか？

市民活動支援センターや
各区の支援センターに
ご相談ください



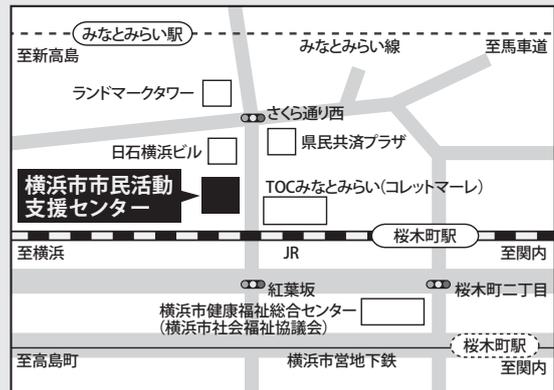
横浜市市民活動支援センター

横浜の市民活動を総合的に支援する拠点として、NPO法人と横浜市との協働により、広域・専門的視点からの市民活動支援を行っています。行政職員からの相談も受け付けていますので、まずはご連絡ください。

- 市民活動支援センターが行うサービスや事業等
 - 相談の受付▶活動紹介・アドバイス
 - 講座・研修の開催▶公開講座・各種研修
 - 活動場所の提供▶ミーティングコーナー・コピー・印刷機
 - 団体交流・ネットワークの機会▶団体交流会
 - 市民活動情報の提供▶情報紙の発行、チラシの配架

問合せ

電話：045-223-2666
所在地：横浜市中区桜木町1-1-56
みなとみらい21 クリーンセンタービル4階・5階



各区の市民活動支援センター

地域に密着した市民活動支援拠点として、情報提供や講座の開催など身近な地域の市民活動を支援します。

●各区の市民活動支援センター一覧

▶つるみ区民活動センター 鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所2階	☎045-510-1694	▶金沢区民活動センター 金沢区泥亀2-9-1 金沢区役所1階	☎045-788-7803
▶神奈川区区民活動支援センター 神奈川区広台太田町3-8 神奈川区総合庁舎5階	☎045-411-7089	▶港北区区民活動支援センター 港北区大豆戸町26-1 港北区役所4階	☎045-540-2246
▶にしく市民活動支援センター 西区中央1-5-10 西区総合庁舎2階	☎045-320-8396	▶緑区市民活動支援センター「みどりーむ」 緑区寺山町100-1	☎045-938-0631
▶なか区民活動センター 中区日本大通34 中区役所となり	☎045-224-8138	▶青葉区区民活動支援センター 青葉区田奈町76 東急多摩田園都市まちづくり館1F	☎045-989-5265
▶みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ 南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階	☎045-232-9544	▶都筑区民活動センター 都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区総合庁舎1階	☎045-948-2237
▶港南区民活動支援センター 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー17階	☎045-841-9361	▶とつか区民活動センター 戸塚区川上町91-1 モレラ東戸塚3階	☎045-825-6773
▶ほどがや市民活動センター「アワーズ」 保土ヶ谷区星川1-2-1	☎045-334-6306	▶さかえ区民活動センター「ぶらっと栄」 栄区小菅ヶ谷1-4-5 横浜銀行本郷台支店3階	☎045-894-9900
▶旭区市民活動支援センター「みなくる」 旭区鶴ヶ峰2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階	☎045-382-1000	▶いずみ区民活動支援センター 泉区和泉町4636-2 泉区役所1階	☎045-800-2393
▶いそご区民活動支援センター 磯子区磯子3-5-1 磯子区総合庁舎7階	☎045-754-2390	▶瀬谷区民活動センター 瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2F	☎045-369-7081



活動してみたいけど
資金が足りないんです



各区局に様々な補助金や
活動支援制度がありますよ

市民活動等への支援制度一覧

横浜市では、市民が行う活動に対し、資金・物品・専門家派遣等の様々な支援を行っています。横浜市や市内の社会福祉協議会などが設けているそうした制度や市民からの事業提案を受け、横浜市と協働で実施する協働事業提案制度を一覧で紹介しています。

●入手方法

横浜市民市民局市民協働推進部ホームページ▶<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/bank/seido/>
各区役所広報相談係、各区社会福祉協議会、各区市民活動支援センター など

●問合せ

横浜市民市民局地域活動推進課
電話：045-671-3624

社会福祉協議会による活動支援

横浜市社会福祉協議会や各区の社会福祉協議会では、市民が自主的に行う非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業に対して活動助成をはじめとする支援を行っています。

●問合せ

横浜市社会福祉協議会
電話：045-201-2096 ホームページ▶<http://www.yokohamashakyo.jp/link/kushakyo.html>

▶鶴見区社会福祉協議会 鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル5F	☎045-504-5619	▶金沢区社会福祉協議会 金沢区泥亀1-21-5 「いきいきセンター金沢」内	☎045-788-6080
▶神奈川区社会福祉協議会 神奈川区反町1-8-4 「はーと友 神奈川」内	☎045-311-2014	▶港北区社会福祉協議会 港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206	☎045-547-2324
▶西区社会福祉協議会 西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階	☎045-450-5005	▶緑区社会福祉協議会 緑区中山町413-4 「ハーモニーみどり」内	☎045-931-2478
▶中区社会福祉協議会 中区山下町2 産業貿易センタービル4階	☎045-681-6664	▶青葉区社会福祉協議会 青葉区市ケ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点内	☎045-972-8836
▶南区社会福祉協議会 南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8F	☎045-260-2510	▶都筑区社会福祉協議会 都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	☎045-943-4058
▶港南区社会福祉協議会 港南区港南4-2-8 3F 港南区福祉保健活動拠点内	☎045-841-0256	▶戸塚区社会福祉協議会 戸塚区戸塚町167-25 戸塚区福祉保健活動拠点1F	☎045-866-8434
▶保土ケ谷区社会福祉協議会 保土ケ谷区川辺町5-11 「かるがも」3階	☎045-341-9876	▶栄区社会福祉協議会 栄区桂町279-29 栄区福祉保健活動拠点内	☎045-894-8521
▶旭区社会福祉協議会 旭区鶴ヶ峰1-6-35 「ぱれっと旭」内	☎045-392-1123	▶泉区社会福祉協議会 泉区和泉町3540 「泉ふれあいホーム」内	☎045-802-2150
▶磯子区社会福祉協議会 磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階	☎045-751-0739	▶瀬谷区社会福祉協議会 横浜市瀬谷区二ツ橋町469 「せやまる・ふれあい館」内	☎045-361-2117



【問合せ先】

横浜市 市民局市民協働推進部

地域活動推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL.045-671-3624 FAX.045-664-0734

E-mail: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

市民活動支援課

〒231-0062 横浜市中区桜木町1-1-56

みなとみらい21 クリーンセンタービル7階

TEL.045-227-7915 FAX.045-223-2032

E-mail: sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp

ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/bank/handbook/> (この冊子はここからダウンロードできます)



みんなで一緒に 地域の課題・問題を解決!

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」と
「横浜市市民協働条例」のご案内



今も昔も変わらない、「横浜の絆」

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」

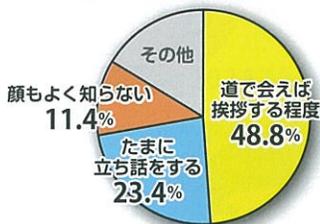
最近、
高齢者の孤独死や
児童虐待のニュースを
よくきくように
なったわ。



ご近所づきあいや
人と人のつながりが
薄くなってきている
からなのかなあ…

～平成24年度市民意識調査では～

隣近所との付き合い方



東日本大震災では、
ご近所同士の絆や助け合いの大切さが
よくわかったよね。



「地域の絆」をはぐくむ取組

災害に備える

- 防災訓練、避難訓練の実施
- 防災備蓄、防災計画

地域の絆づくり

- 会員名簿の作成
- サロンやイベントの開催

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」

(平成23年3月施行)

地域にはいろいろな課題があります。その解決のために、地域活動に、住民がもっと主体的に参加し、行政もそれを積極的に推進していくことで、地域の絆をはぐくみ、助け合い、支え合う社会を目指します。

いろいろな
課題の解決には、
住んでいる人同士の
つながりが
大切なのね。

そうだね。
ご近所づきあいは
その第一歩かも
しれないね。



まずはご近所づきあい、
自治会町内会への加入など
できることから始めてみませんか！

各区役所で自治会町内会の
加入の受付や
取次ぎを行っています。

自治会町内会ではこんな活動をしています

- 「広報よこはま」の各家庭への配布
- ごみ集積所や道路、公園などの清掃美化
- 防犯灯の維持管理・防犯パトロールの実施
- 防災訓練の実施や防災資器材の購入、備蓄
- 高齢者や子育てに対する支援
- お祭りなどの地域イベントの開催 など



市民の意欲・発想・実行力を活かせる地域づくりをめざして

「横浜市市民協働条例」



平成25年4月から「横浜市市民協働条例」が施行されたんだ。市民と行政の役割分担を「協働契約」で明らかにするなど協働する環境が一層整ったんだよ。

なるほどー！

協働契約

協働で事業を行うに当たって協働の進め方の原則（協働の6原則：対等、自主性尊重、自立化、相互理解、目的共有、公開）に基づき「契約書」を交わすもの。

皆さんは、**横浜市市民協働条例**をご存知ですか？

「横浜市市民協働条例」

（平成25年4月施行）

従前の市民活動推進条例を全部改正したものです。市民と行政が互いにその長所を認め合い、それぞれの知恵や経験を活かしながら、豊かな協働型社会の形成を目指します。

- ### ～条例の主なポイント～
- 市民協働・市民公益活動の意味が書いてあります。
 - 協働の基本について書いてあります。
 - 市民協働事業の提案ができます。
 - 協働契約を結んだ事業を「市民協働事業」として実施します。
 - 中間支援組織を支援します。
 - 市民協働推進委員会を設置します。





各条例の全文は、以下のホームページをご覧ください。

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」

<http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/honbun/ag20216881.html>

「横浜市市民協働条例」

<http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/honbun/ag20217721.html>



「協働」について興味をお持ちいただいたら…

市民協働条例をはじめ、「協働」に関する情報を以下のホームページでご案内しています。「協働」について興味をお持ちいただいた方は、ぜひこちらをご覧ください。

「市民協働条例・施行規則・事務取扱要綱等」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/20130328144246.html>

「協働ハンドブック(Let's 協働入門)」

これから「協働」に関わろうとする方を対象とした、協働の進め方や事例紹介の冊子
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/bank/handbook/lets.pdf>



問合わせ先 横浜市市民局市民協働推進部

**「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」や
自治会町内会に関すること**

地域活動推進課

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/chikatsu/>

中区港町1-1 ☎045-671-2318 ㊚045-664-0734

✉sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

「横浜市市民協働条例」や「協働」に関すること

市民活動支援課

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shikatsu/>

中区桜木町1-1-56 みなとみらい21クリーンセンタービル7階

☎045-227-7915 ㊚045-223-2032

✉sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp

協働入門研修

- ◆ 6月6日(木) 14時~17時
- ◆ 6月12日(水) 14時~17時
- ◆ 6月21日(金) 9時~12時



協働の基本や実際の協働事業の事例から、協働を進める上での心構えとポイントを学びます。「協働ってなに?!」「協働事業の担当になったけどどうすればいいの?!」「新しい職場で地域にデビューすることに…!」などなど、新しい職場で不安に感じている方や協働に関心がある方、また、今年度の新採用職員はぜひ受講してください。

◆場 所:横浜市研修センター
401、402

◆対 象:各区局職員、区民利用施設職員
※特に…新採用職員
協働に初めて携わる職員
協働に関心がある職員

◆申 込:市民局地域活動推進課へ直接
Eメール か FAXで
sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp
FAX 045-664-0734

◆締 切:平成25年5月27日(月)

◆定 員:各回40人程度

◆主 催:市民局地域活動推進課

◆内 容(三日間とも同じ内容です)

①【講義】「協働」の基本を知ろう

「協働とはなにか」や「協働の進め方」など、協働の基本について学びます。

②【事例講義】実際の取組から学ぼう

実際の事業の紹介を通じて「協働のノウハウ」や「協働するコツ」などを学びます。

- 「交流サロン庄戸」
庄戸の元気づくり実行委員会
- 「さくら茶屋にししば」
さくら茶屋にししば
金沢区地域振興課地域力推進担当

③【意見交換】思いを共有しよう

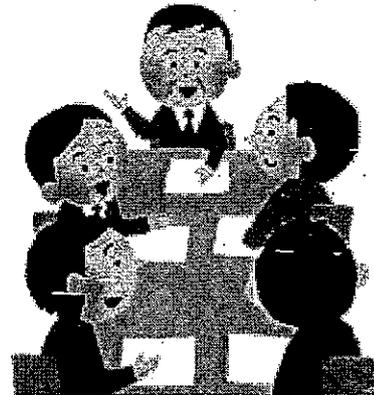
グループごとに「研修の中で印象に残ったこと」、「今後の業務にいかせそうなこと」などを意見交換します。

今さら聞けない?!

「地域とのつきあい方」

平成 25 年 11 月 5 日(火)

13 時 30 分～17 時

横浜市市民活動支援センター
4階 ワークショップ広場

地区連合町内会長の講演を通じて、地域の本音や行政への期待など、**地域の生の声**を聴くことができます。また、地域支援（地域と向き合う体制、地区担当制 等）を進める上で必要な、**地域と向き合う際のポイント**や**協働による事業の進め方**を整理、再確認していただくとともに、グループワークでの課題共有や意見交換などを通じて、**地域と行政のよきよき関わり方のヒント**を見つけていただきます。

《講 演》 戸塚区踊場地区連合町内会会長 菊池 賢児 氏
《コメンテーター》 首都大学東京教授、社会学者 玉野 和志 氏

講 演	「魅力あるまちづくりにむけて」 戸塚区踊場地区連合町内会会長 菊池 賢児 氏 まちづくりの基本、地域で決めるまちづくりのポイント、協働への期待 など
講 義	「協働のすすめ方」 認定 NPO 法人市民セクターよこはま 吉原 明香 氏 Let's (協働入門) から具体的な協働のすすめ方のポイント など
グループ ワーク	「地域との関わり方を考える」 認定 NPO 法人市民セクターよこはま 吉原 明香 氏 石井大一郎 氏

◆対 象：区役所職員
主に、今年度から地区担当になった方
地域力推進担当
その他、地域支援に関わる方

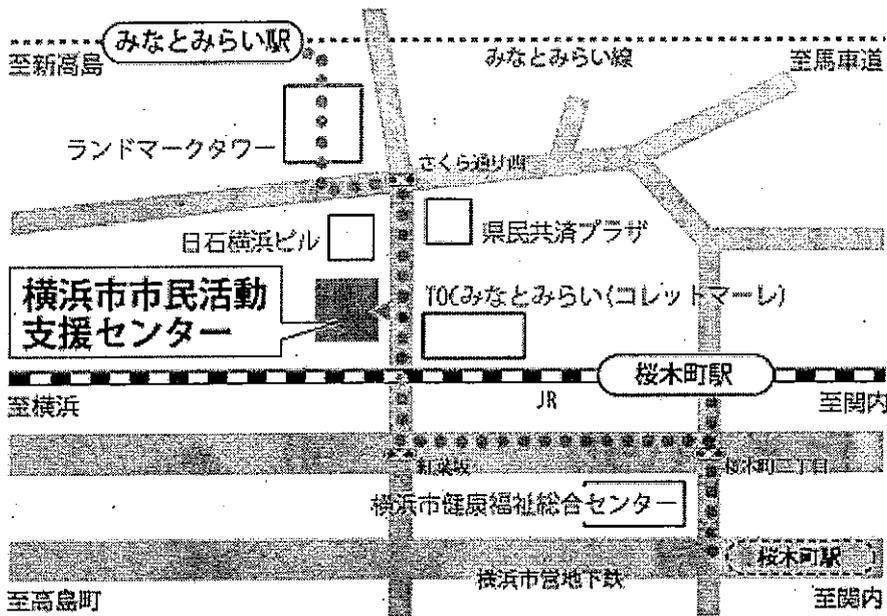
◆定 員：50 名（各区 2～3 名程度）

◆申 込：地域活動推進課へ直接
Eメール・FAXで

◆服 務 の 取 扱 い：業務出張

◆主 催：市民局地域活動推進課

※ 原則、お申込みいただいた方全員が受講できます。調整が必要な場合については、別途ご連絡いたします。



○●会場へのアクセス●○

【JR・市営地下鉄】

桜木町駅から徒歩7分

【みなとみらい線】

みなとみらい駅から

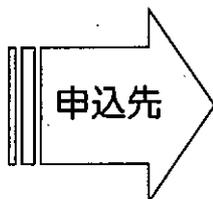
徒歩10分



【 申 込 書 】

氏 名		所 属	
		区	課・事務所
アンケートにご協力ください。			
※ ご記入いただいた内容は、所属・名前がわからない形にして受講者で共有させていただきます。			
Q. 地区担当職員ですか？	はい(年目) ・ いいえ		
Q. 地域との関わりの中で、不安に思うこと、困っていること、課題はなんですか？			
A.			
Q. 地域との関わりの中で、注意していること、工夫していることはなんですか？			
A.			

締切り
10/15
(火)



市民局 地域活動推進課 (都築)

Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

FAX: 045-664-0734 / TEL: 045-671-3625

主催：市民局地域活動推進課



市民活動コーディネート入門講座

～新しい協働先の探し方～

市民活動に限った話ではありませんが、得意な分野だけでなく、様々な分野の方と知り合い、「つながり」を持つことは、新しい発見などがあり、活動の幅を広げることに繋がります。

特別なきっかけ等がないと、得意な分野以外とつながることは目に見えない「カベ」を感じてしまい、難しいかもしれませんが、実際に「つながり」を持ってみると意外な共通点があったりすることもよくあります。本講座は、行政・企業・大学の3分野を中心に、どうやれば「つながる」ことができるのか、どうすれば「カベ」を乗り越えることができるのか、そのアプローチ方法などを学びます。

(本講座は、横浜市立大学国際都市学系 三輪律江准教授が全体コーディネーターを務めて実施します。)

第1回 1月28日(火) 18:15～20:15	市民活動の視野を広げるためのコーディネーターの役割 講師: ^{またに かずえ} 佐谷 和江((株)計画技術研究所 代表取締役) 「つなぐ」「翻訳する」「マッチングする」「プロデュースする」といった、コーディネーターに求められる資質について、受講者の方々の日頃の活動や講師からの事例をもとにワーク形式で学びます。
第2回 2月4日(火) 18:15～19:45	行政との協働について ～参加・協働の歴史を学ぶ～ 講師: ^{なかがわ くみこ} 中川 久美子(横浜市立大学 非常勤講師、元横浜市政策局政策支援センター 主席研究員) 横浜市における急激な人口急増期から成熟期に至るまでの地域社会形成の諸段階におけるハード・ソフト両分野を通しての「参加・協働」の変遷を学びます。
第3回 2月18日(火) 18:15～20:45	企業との協働について ～企業を動かす「ツボ」はどこにあるのか～ 講師: ^{こしづか しの} 腰塚 志乃(NPO法人ETIC・横浜ランチコーディネーター) 身構えがちな企業との協働ですが、きっかけさえあれば地域に貢献したいと考える企業は数多くあります。地元企業の活動事例を通し、企業の考え方やどのような形なら貢献できるのかなどをワーク形式で学びます。
第4回 2月25日(火) 18:15～20:45	大学との協働について ～教育・研究・地域貢献の役割と協働の関係を考える～ 講師: ^{みわ のりえ} 三輪 律江(横浜市立大学国際都市学系まちづくりコース 准教授) 現在、多くの大学では教育・研究・地域貢献の3つの役割を柱としています。そのどの部分で関係を培うかという点が大学との協働においてはとても重要です。ここではその点を、協働事例をもとにワーク形式で学びます。

※第1回、3回、4回は講義後にグループワークを行います。

受講対象者 / 中間支援組織従事者・市民活動のコーディネートに興味のある方・市職員

受講料 / 全4回 1000円(部分受講不可)

定員 / 40名

申込 / 詳細及び受講のお申し込みは、横浜市立大学ホームページをご覧ください。<http://www.yokohama-cu.ac.jp/ext/index.html>

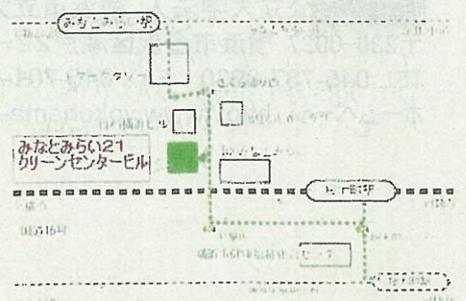
会場受付 / 当日は30分前より受付を開始いたします。

会場 / 横浜市市民活動支援センター
(横浜市中区桜木町1-1-56 みなとみらい21クリーンセンタービル4階)

共催 / 横浜市市民局、横浜市立大学地域貢献センター

後援 / 横浜市政策局

◇アクセス
 桜木町駅徒歩/分
 みなとみらい駅徒歩10分



FAX

横浜市立大学エクステンション講座申込書

FAX

045-701-4338

045-701-4338

講座名	市民活動コーディネーター入門講座			事務処理欄			
ふりがな							
氏名							
住所 (職場の場合はご所属もご記入ください)	自宅 職場 〒						
電話 (連絡の取れる番号)	自宅 職場 携帯番号	FAX	自宅 職場				
Eメールアドレス							
年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
職業	会社員 公務員 教職員 団体職員 医療・福祉従事者 自営業 学生 アルバイト・パート 主婦 無職 その他()						
受講動機 期待することなど							
支払方法 ご希望の番号を ○で囲み 必要事項を ご記入ください	<p>1 コンビニエンスストアからの現金振込 (個人・法人様とも承ります。振込手数料は無料です。) 払込取扱票を上記の所属(空欄の場合は氏名)宛で、上記のご住所に郵送します。</p> <p>2 クレジットカード決済 (DC・VISA・MASTERに限ります。) Eメールでのカード情報の送信はお勧めしません。FAXの際は番号間違いにご注意ください。 カード番号 <input type="text"/> <input type="text"/> 有効期限 <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 カード名義 <input type="text"/></p> <p>3 請求書による銀行振込 (法人様のみ承ります。振込手数料はご負担ください。) 請求書を上記の所属宛で、上記のご住所に郵送します。</p>						
この講座を何で お知り になりましたか?	<p>○をお付けください。 横浜市大ホームページ 新聞折込ちらし(朝日・読売・日経) 横浜市大エクステンション通信(メルマガ) 新聞記事(朝日・日経・読売・神奈川) 広報よこはま ダイレクトメール 講座ちらし(入手先: 前の参加講座にて・横浜市大キャンパス・横浜市大病院(福浦・浦舟)・市役所/区役所・ 地区センター・図書館・駅) 講座リーフレット(入手先: 前の参加講座にて・横浜市大キャンパス・横浜市大病院(福浦・浦舟)・市役所/区役所・ 地区センター・図書館・駅) その他()</p>						

お申込方法

- 上記に必要事項をご記入の上、下記お申込先まで郵便または FAX でお送りください。
- E-mail の場合は、上記の必要事項を下記お申込先に送信してください。なお、ホームページからのお申込みもできますので、下記ホームページアドレスへアクセスして、お申込みください。
- E-mail・FAX でのお申込みについては、翌営業日までに確認の連絡をいたします。連絡がない場合は、必ずお問合せください。
- 振込の場合で、開講日の2週間前になっても払込取扱票または請求書が届かないときには、お手数ですが下記までご連絡ください。コンビニ振込の場合は、講座初日に払込受領書をご持参ください。
- 納入された受講料は、本学の都合による開催中止などの他はお返しできませんのでご了承ください。
- 災害や交通機関ストライキ等の場合には開催を中止することがあります。その際には可能な限りご連絡いたしますが、ご不明の場合にはお手数ですが下記までお問合せください。
- 受講をお取り止めになる場合は、お早めに下記までご連絡ください。
- ご記入いただきました個人情報につきましては、条例に基づいて適切に取り扱い、講座の運営のためのみに使用させていただきます。また、本学から講座開催のご案内をさせていただく場合がございます。今後のご案内送付をご希望でない場合は、お手数ですが下記までご連絡をお願いいたします。

お申込先 公立大学法人 横浜市立大学 地域貢献センター 受付は月曜日～金曜日(祝日を除く)9:30～16:30

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸22-2

TEL 045-787-8930 FAX 045-701-4338 E-mail: exten@yokohama-cu.ac.jp

ホームページ <http://www.yokohama-cu.ac.jp/ext/index.html>

横浜市所管の認定・仮認定・指定NPO法人

■ 指定NPO法人一覧

(平成25年10月31日現在)

	法人名	事業概要
1	ろばと野草の会 ※指定と認定両方取得	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援、相談支援 ・精神保健福祉に関する普及啓発
2	ぱれっとの会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援、相談支援 ・精神保健福祉に関する普及啓発
3	ふらっとステーション・ドリーム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の交流促進（交流拠点の運営） ・地域づくり企画
4	ワーカーズ・コレクティブ樹	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づく訪問介護、予防介護、通所介護、居宅介護支援 ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス ・配食サービス
5	アクションボート横浜	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や企業の連携による新たなプロジェクトの創造 ・市民や市民活動団体の地域課題解決や組織運営支援 ・市民活動や地域の課題解決に関する政策提案 ・市民活動や地域の課題解決に関する人材の発掘と育成
6	さくらんぼ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室の運営 ・親と子のつどいの広場運営 ・地域子育て支援拠点の運営

■ 認定NPO法人

	法人名	事業概要
1	かながわ福祉移動サービスネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者等を対象とした移動サービスの推進
2	移動サービスアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者、子育て家族等移動制約者の外出支援
3	ホテルのふるさと瀬上沢基金	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保護活動の普及啓発 ・緑地の取得、保全
4	コロンブスアカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校、ひきこもりの青少年の社会参加支援 ・学童保育の運営 ・親と子のつどいの広場運営等地域の子育て支援
5	地球学校	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化交流の推進
6	AIDSネットワーク横浜	<ul style="list-style-type: none"> ・HIVとAIDSに関する教育、啓発、支援活動
7	あっとほーむ	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外保育 ・学童保育の運営
8	黄金町エリアマネジメントセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティスト等の活動の場、機会の提供 ・アートスタジオ等の管理運営 ・まちづくりの担い手の育成と支援
9	WE21ジャパン・旭	<ul style="list-style-type: none"> ・資源のリユース、リサイクル推進 ・アジア等における生存生活の困難者に対する助成
10	WE21ジャパンいずみ	<ul style="list-style-type: none"> ・資源のリユース、リサイクル推進 ・アジア等における生存生活の困難者に対する助成
11	ろばと野草の会 ※指定と認定両方取得	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援、相談支援 ・精神保健福祉に関する普及啓発

■ 仮認定NPO法人

(平成25年10月31日現在)

	法人名	事業概要
1	守の会	・介護保険法に基づく訪問介護、予防介護、居宅介護支援
2	つづき区民交流協会	・地区センター、コミュニティハウス等市民利用施設の管理運営
3	おもしろ科学たんけん工房	・子ども達に対する科学体験の機会の提供 ・科学教育の普及、啓発
4	FOSH	・中小企業等経営支援

■ 国税庁認定NPO法人 (旧制度に基づき認定を受けた法人)

	法人名	事業概要
1	神奈川海難救助隊	・海難事故防止活動 ・海洋環境保全活動 ・海洋環境破壊や海難事故防止に関する啓発活動
2	神奈川子ども未来ファンド	・個人、企業からの寄附を基にした、子育て団体等に対する助成
3	神奈川被害者支援センター	・犯罪被害者支援
4	国際連合世界食糧計画WFP協会	・国際連合世界食糧計画WFP協会の広報及び支援 ・食糧援助活動に関する啓発及び情報提供
5	さなぎ達	・路上生活者等の自立支援
6	市民セクターよこはま	・市民活動の支援、連携、ネットワークの推進 ・行政や社会への提案、提言 ・行政、企業、市民等との協働
7	スペシャルオリンピックス日本・神奈川	・知的障害者に対するスポーツトレーニングと競技の場の提供
8	スマイルオブキッズ	・闘病児等の支援施設の整備、運営 ・闘病児、家族の交流の場の提供
9	多言語社会リソースかながわ	・医療通訳の養成 ・医療関係機関への医療通訳派遣 ・日本語を母語としない住民の生活支援
10	タヤマ実践カレッジ	・諸外国の学生等との人的交流
11	地球の木	・アジアの人々の生活基盤確立のための自立支援 ・国際協力推進のための社会教育
12	DNA鑑定学会	・DNA鑑定技術についての調査、研究 ・DNA鑑定技術の実用化支援
13	ワンデーポート	・ギャンブルに関する社会的問題の解決

横浜市市民協働条例

横浜市条例（第34号） 平成24年6月25日公布

横浜市市民活動推進条例（平成12年3月横浜市条例第26号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動（第5条—第7条）

第2節 市民協働事業（第8条—第15条）

第3節 中間支援組織（第16条）

第3章 市民協働推進委員会（第17条—第19条）

第4章 雑則（第20条—第22条）

附則

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があって、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下「市」という。）と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。

2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動

(市民公益活動)

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 営利を主たる目的とする活動

(市民活動推進基金)

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(支援申請等)

第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。

4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第2節 市民協働事業

(市民協働事業の基本原則)

第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。

(1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。

(3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報（第13条に規定する秘密を除く。）を公開すること。

(4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。

(5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。

2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の要否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業（以下「自主事業」という。）を当該市民協働事業とともに行うことができる。

2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（以下「協働契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後（当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後）に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という。

）を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民等

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例（第3章及び附則第1項を除く。）の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。